

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 3 月 30 日

水 曜 日

号 外(5)

目 次

監査委員公告

○行政監査結果の公表

1

告 示

行政監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき実施した行政監査の結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年 3 月 30 日

富山県監査委員 宮 本 光 明

富山県監査委員 武 田 慎 一

富山県監査委員 酒 井 三 郎

富山県監査委員 桶 屋 泰 三

(報告書)

第 1 行政監査の概要

1 監査の趣旨

行政監査は、地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づき、県の事務の執行が、法令等の規定に従って適正に行われているかどうかのみならず、経済性、効率性及び有効性などの観点に沿ってなされているかどうかについて、監査を行うものである。

2 監査のテーマ及び選定理由

(1) 監査のテーマ

法令等に基づく団体等に対する検査・監査等の実施状況について

(2) 選定理由

本県では、法令等に基づき、環境、医療、福祉、食品衛生等多岐にわたる分野において、団体、施設、事業者等に対する各種検査、監査等(以下「検査等」という。)を実施している。

これらの検査等が適切に実施されることは、各種業務の適正化や団体等の健全な運営の確保を通じて県民の安心感を高め、ひいては県行政に対する県民の信頼を深めることになる。

このため、県が実施している団体等に対する検査等の実施状況を監査し、より効率的・効果的な検査等の実施に資することを目的として、監査を実施した。

3 監査の主な着眼点

監査は、主に次の着眼点に基づき実施した。

- (1) 検査等に係る実施要綱等の整備状況は適切か。
- (2) 検査等の実施計画の策定状況及び実施状況は適切か。
- (3) 検査等の実施体制は整っているか。
- (4) 職員の研修等は適切に行われているか。
- (5) 検査等の実施内容は適切か。
- (6) 検査等の実施結果の取扱いは適切か。
- (7) 不適正事案に対する対応は適切か。

4 監査の対象機関及び方法

(1) 対象及び対象機関

県が実施している検査等の事務のうちから、県民生活に関わりの深いもの、県民の関心が高いと考えられるものを監査の対象として抽出し、当該事務を所管し、又は実施している所属を監査の対象機関とした。

監査対象とした検査等は、[表 1]のとおりである。

法令等で定期的な実施が義務付けられているものを「義務検査」、法令等において必要に応じて実施できるとされているものを「任意検査」として整理した。

性質別に分類すると、生活の安全・安心や環境衛生に関するものが 9 事務、医療・福祉・教育に関するものが 6 事務、農林水産業に関するものが 7 事務、企業等の経済活動に関するものが 7 事務であった。

今回監査した各検査等の状況（平成26年度）は、後掲の個別表のとおりである。

〔表 1〕監査対象の検査等一覧

番号	検査等事務の名称(略称)	根拠法令	所管課	実施所属	検査等区分 義務	任意	分類
1	私立学校指導検査（私学）	私学振興助成法第12条	知事政策局	本庁		○	医療福祉教育
2	旅行者等立入検査（旅行業）	旅行業法第26条第3項	観光・地域振興局観光課	本庁		○	経済活動
3	消費生活協同組合法による検査（生協）	消費生活協同組合法第94条	生活環境文化部県民生活課	本庁		○	生活環境
4	不当景品類及び不当表示防止法による立入検査（景表法）	不当景品類及び不当表示防止法第9条	生活環境文化部県民生活課	本庁		○	生活環境
5	廃棄物の処理及び清掃に関する法律による立入検査（廃棄物）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条	生活環境文化部環境政策課	環境科学センター		○	生活環境
6	特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場立入検査（水濁法）	水質汚濁防止法第22条	生活環境文化部環境保全課	環境科学センター		○	生活環境
7	液化石油ガス法に係る立入検査（販売事業者等）（LPガス）	液化石油ガス法の保安の確保及び取引の適正化に関する法律第83条第3項	生活環境文化部環境保全課	本庁		○	生活環境
8	火薬類取締法に係る立入検査（火薬）	火薬類取締法第43条第1項	生活環境文化部環境保全課	本庁		○	生活環境
9	児童福祉行政指導監査（保育所）	児童福祉法第46条	厚生部児童青年家庭課	本庁	○		医療福祉教育
10	認可外保育施設立入調査（認可外保育施設）	児童福祉法第59条	厚生部児童青年家庭課	本庁		○	医療福祉教育
11	指定障害福祉サービス事業者等指導監査（障害者）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第11条第2項、第48条	厚生部障害福祉課	本庁		○	医療福祉教育
12	医療法第25条第1項に基づく立入検査（医療）	医療法第25条第1項	厚生部医務課	厚生センター		○	医療福祉教育
13	薬局、医薬品販売業者又は高度管理医療機器若しくは管理医療機器の販売業者若しくは貸与業者への立入調査（薬事）	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条	厚生部くすり政策課	本庁 厚生センター		○	医療福祉教育
14	食品営業施設に対する臨検検査（食品衛生）	食品衛生法第28条第1項	厚生部生活衛生課	厚生センター		○	生活環境
15	動物取扱業者に対する検査（動物）	動物の愛護及び管理に関する法律第24条第1項	厚生部生活衛生課	厚生センター		○	生活環境
16	旅館等への立入検査（旅館業）	旅館業法第7条第1項	厚生部生活衛生課	厚生センター		○	生活環境
17	特定計量器の立入検査（計量法）	計量法第148条第1項	商工労働部商工企画課	計量検定所		○	経済活動
18	貸金業立入検査（貸金業）	貸金業法第24条の6の10第3項	商工労働部経営支援課	本庁		○	経済活動
19	JAS法による立入検査（JAS法）	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第20条第3項	農林水産部農産食品課	本庁		○	農林水産
20	農業協同組合の常例検査（農協）	農業協同組合法第94条	農林水産部農業経営課	本庁	○		農林水産

21	農薬立入検査（農薬）	農薬取締法第13条第3項	農林水産部農業技術課	本庁		○	農林水産
22	肥料取締法による立入検査（肥料）	肥料取締法第30条	農林水産部農業技術課	本庁		○	農林水産
23	土地改良区検査（土改）	土地改良法第132条	農林水産部農村整備課	本庁 農林振興センター		○	農林水産
24	森林組合の常例検査（森林）	森林組合法第111条第4項	農林水産部森林政策課	本庁		○	農林水産
25	水産業協同組合の常例検査（漁協）	水産業協同組合法第123条第4項	農林水産部水産漁港課	本庁		○	農林水産
26	建設業法による立入検査（建設業）	建設業法第31条	土木部建設技術企画課	本庁		○	経済活動
27	宅地建物取引業者への立入検査（宅建業）	宅地建物取引業法第72条第1項	土木部建築住宅課	本庁		○	経済活動
28	建築士事務所の立入検査（建築士）	建築士法第26条の2第1項	土木部建築住宅課	本庁		○	経済活動
29	古物営業法による立入り（古物）	古物営業法第22条第1項	警察本部生活安全企画課	各警察署		○	経済活動

(2) 調査方法

ア 予備調査

本庁の全所属（100所属）に対し、当該所属において所管する検査等の事務の根拠法令、目的及び内容、対象団体等及びその数、平成24年度から平成26年度までの検査等の計画数及び実施数等を記載した調査票の提出を依頼した。

なお、公益法人認定法に基づく公益社団法人及び公益財団法人の検査、平成27年4月1日以後に施行された法令等に基づく検査等は、対象から除いている。

イ 書面調査及び実地調査

予備調査によって35所属から回答のあった148事務のうちから、県民生活に関わりの深いもの、県民の関心が高いと考えられるものを部局間のバランス等も考慮して29事務抽出し、当該検査等を実施している21課（局）に対し行政監査調書及び参考資料の提出を求めた。

次に、提出された行政監査調書等をもとに、検査等の事務を実施している本庁17課（局）及び4出先機関の職員からの聞き取りを行った。

なお、複数の所属が検査等を実施している事務については、次のとおりとした。

検査等事務の名称	聞き取り調査を行った所属
医療法第25条第1項に基づく立入検査	砺波厚生センター
薬局、医薬品販売業者又は高度管理医療機器若しくは管理医療機器の販売業者若しくは貸与業者への立入調査	厚生部くすり政策課
食品営業施設に対する臨検検査	新川厚生センター
動物取扱業者に対する検査	新川厚生センター
旅館等への立入検査	新川厚生センター
土地改良区検査	農林水産部農村整備課
古物営業法による立入り	警察本部生活安全企画課

5 監査の実施期間

平成27年9月から平成28年3月までの間に実施した。

第 2 監査の結果

1 実施要綱等の整備状況

実施要綱等の整備状況は、[表 2] のとおりである。

実施要綱等については、訓令が制定されているもの、要綱又は要領といった名称の定めをしているもの、毎年度の実施計画と合わせて定めているもの等、形式は様々であったが、何らかの形で整備されているものが多かった。

実施要綱等を定めていなかったものでは、法令等の規定又は担当者間の引継資料等に基づいて検査等を実施していた。

[表 2] 要綱等の策定状況

		義務検査	任意検査	計
実施要綱等の整備	している	4	21	25
	していない	—	4	4

2 実施計画の策定状況及び実施状況

(1) 実施計画の策定状況

実施計画の策定状況は、[表 3] のとおりである。

法違反が疑われる場合等に限って検査等を行うこととしているものを除き、大半の事務において実施計画が定められていた。実施計画では、実施目標数のほか、個々の検査箇所を定めているものが多く、検査等を実施する期間を定めているものも相当数あった。

また、毎年度、検査等の基本方針と実施計画を合わせて策定しているものもあった。

[表 3] 実施計画の策定状況

		義務検査	任意検査	計
実施計画の策定	している	4	22	26
	していない	—	3	3

(2) 実施計画の達成状況

実施目標数の設定及び達成の状況は、[表 4] のとおりである。

実施計画において実施目標数や検査箇所を定めている事務では、ほとんどの事務で目標数が達成され、又は計画された箇所のすべてについて検査等が実施されていたが、一部には、業務の繁忙や対象団体との日程調整が整わない等の理由により、実施計画で定めた数の検査等を実施できなかったものが見られた。

[表 4] 実施目標数の設定及び達成の状況

		義務検査	任意検査	計
実施目標数を 設定している	実施目標数の達成ができた	4	18	22
	実施目標数の達成ができなかった	—	3	3
	計	4	21	25
実施目標数を設定していない		—	4	4

(3) 検査等の実施頻度

検査等の実施頻度等の状況は、[表 5]のとおりである。

実施要綱等において年 1 回又は数年に 1 回と定めているものが多かったが、実施箇所数又は全体に対する実施割合のみ定めているものもあった。法令で年 1 回の検査を常例とする旨が定められているものについては、農業協同組合及び森林組合については 2 年に 1 回、水産業協同組合については組合の種別に応じて 2～4 年に 1 回の頻度で行われていた。

なお、法違反が疑われる場合のみ検査等を行うこととしているものは、実施頻度を定めていなかった。

[表 5] 検査等の実施頻度等の状況

		義務検査	任意検査	計
実施頻度を定 めている	規定どおり実施されている	1	9	10
	規定の実施頻度を下回る	3	1	4
	計	4	10	14
実施頻度は定めていない		—	15	15

3 実施体制の状況

(1) 実施機関

検査等の実施機関については、本庁で実施しているものが多かったが、生活・環境分野や医療・薬品関係では、出先機関等で実施しているものも相当数あった。また、本庁と出先機関が別々の団体等を対象にそれぞれ検査等を行っているものや、本庁が実施する検査等に先機関の職員が加わっているものもあった。

検査等を担当する組織として、検査等を専門的に行う班が設置されているものもあったが、検査等以外の事務を併せて所管する係(班)又は課において、主務担当者として係(班)又は課の職員が検査等に当たっているものが大部分であった。

(2) 検査等従事者数

検査等に従事する人数の状況は、[表 6]のとおりである。

検査等に従事する人数については、原則として 2 人以上で実施することとしていた。ただし、一部には、人員の都合がつかない場合や、1 度検査を行った団体等について改善状況の確認を行う場合等には、1 人で行うものがあった。

検査等に要する時間等については、検査等の内容によって、8～9名体制で8～14日間かけて行っているものから、1～2名が15～30分程度で行っているものまで様々であった。

[表 6] 検査等従事人数の状況

	義務検査	任意検査	計
2人以上で実施している	4	25	29
1人で実施している	—	—	—

(3) 立入検査証等

立入検査証等の交付状況は、[表 7]のとおりである。

法令等に立入検査に従事する職員の身分を証する証票の携帯等に係る規定があるものについては、ほとんどの事務で立入検査証等が作成交付されていた。ただし、一部には、身分を示す証明書として県の職員証を提示しているものもあった。

また、法令に検査員の資格に関する定めがある事務については、有資格者を監視員等に任命し、辞令を交付していた。

[表 7] 立入検査証の交付状況

		義務検査	任意検査	計
立入検査証に係る規定がある	立入検査証の作成交付あり	3	23	26
	立入検査証の作成交付なし	1	1	2
	計	4	24	28
立入検査証に係る規定はない		—	1	1

(4) 専門的知識を有する者の活用

農業協同組合検査においては、公認会計士を嘱託職員とし、資産状況等の検査の一部を担当することとしていた。また、農業協同組合、森林組合及び水産業協同組合については、大規模な団体について、出納局検査室会計検査班の職員が検査に加わることとされていた。

(5) 実施体制の効率化

農業協同組合、森林組合及び水産業協同組合の検査については、農業経営課団体指導検査班が一元的に所管し、年間の実施計画を策定するなど効率化が図られていた。

また、医療法第25条第1項の規定による病院等の検査については、厚生センターにおける所属課にかかわらず、薬剤師、保健師、臨床放射線技師等の有資格者が、本務として検査等に当たることにより、検査体制の確保が図られていた。

4 職員の研修等の状況

(1) 職員研修

職員研修の実施状況は、[表 8]のとおりである。

内部研修としては、あらかじめ日程や科目を決め、1 時間から 2、3 日間かけて新任者等の研修を行っているものが多く、11 日間（50 時間）かけて行っているものもあった。

外部研修については、国等が主催する 1 日から 5 日間程度の関係法令に係る研修等に参加している場合が多く、1 人で複数の研修を受講しているものもあった。

一方で、内部研修、外部研修とも実施していないものも 7 事務あり、こうした事務の中には、建築士など専門の資格を有する者が検査等に従事しているものもあったが、初任者への事前説明や関係資料の配布等により必要な知識を身につけるとしたものもあった。

[表 8] 職員研修の実施状況

		義務検査	任意検査	計
内部研修	実施している	3	7	10
	実施していない	1	18	19
外部研修	実施している	3	16	19
	実施していない	1	9	10

(2) 検査技術向上の取組

検査等に必要な知識・技能の修得や検査技術向上のため、様々な配慮や工夫が行われており、その主なものは、次のとおりであった。

- ・新任者と熟練者を組み合わせて検査等を実施することにより、ノウハウの伝承を図る。
- ・基本的な分析検査については、全員で実施し、確認しあいながら技術レベルの確保を図る。
- ・全国規模の研修に参加した職員が持ち帰った資料を回覧して情報を共有する。
- ・参考図書や関係通知文書等を参照するなどして、必要な知識・技能を修得する。

5 検査等の実施内容

(1) 指摘基準等の設定

指摘基準の設定状況は、[表 9]のとおりである。

指摘基準等を設定しているものの中には、口頭指導、文書交付等、指摘のレベルを具体的に定めているものもあったが、指摘のレベルは定めず、チェックリスト等に掲げられた項目に該当した場合に、何らかの指導を行うこととしているものが多かった。

指摘基準等を設定していないものには、法令の規定のみで判断するものや、団体等の状況等に合わせて個別に判断しているものなどがあった。

[表 9] 指摘基準等の設定の状況

		義務検査	任意検査	計
指摘基準等の設定	している	1	19	20
	していない	3	6	9

(2) 無通告検査の実施

無通告検査の状況は、[表10]のとおりである。

無通告検査を実施しているものの中には、現金の保管状況等の確認のため原則無通告で行っているものと、通常は予告して検査を行うが、法令違反が疑われる場合など事案によっては無通告での検査を行っているものがあつた。

通告をして行っている検査については、検査等に先立って調書の提出を求めるものや、相手方の責任者等が不在の場合に検査等の目的が達成できないものがあつた。

[表10]無通告検査の状況

		義務検査	任意検査	計
無通告検査	している	1	9	10
	していない	3	16	19

(3) 検査重点項目の設定

検査重点項目の設定状況は、[表11]のとおりである。

検査重点項目を設定しているものには、毎年度、所管課から出先機関に重点監視事項を通知しているものや、前年度の検査等の結果を検討のうえ、当年度の確認事項を定めているものなどがあつた。

検査重点項目を設定していないものには、チェック項目はいずれも法令の規定に基づくものであるため、すべての項目について漏れなく確認する必要があるとしたものがあつた。

[表11]検査重点項目の設定状況

		義務検査	任意検査	計
検査重点項目の設定	している	1	12	13
	していない	3	13	16

(4) 検査等の効率化

資料の事前提出の状況は、[表12]のとおりである。

あらかじめ資料の提出を求めるものには、検査等にかかる項目をまとめた調書の提出を求める場合と、団体等が元々作成している資料の提出や検査会場への備え置きを求める場合があつた。

資料の提出を求めているものには、実地の状況を確認することが検査の主たる内容となっているものがあつた。

また、検査等の強化又は効率化を図るための工夫として、チェックリスト等の使用による検査の効率化・平準化や関係機関との情報共有や意見交換等により専門知識の向上を図っているものがあつた。

[表12]資料の事提出の状況

		義務検査	任意検査	計
あらかじめ資料の提出	求めている	4	8	12
	求めていない	—	17	17

(5) 内部牽制機能に関する検査

内部牽制機能に関する検査の状況は、[表13]のとおりである。

内部牽制機能に関する検査を行っているものでは、現場で作成された帳簿類について責任者の確認が行われているかどうかや、内部監査の実施状況を検査しているものが多かった。

[表13]内部牽制機能に関する検査の状況

		義務検査	任意検査	計
内部牽制機能の検査	している	3	13	16
	していない	1	12	13

(6) 関係機関との連携

関係機関と連携しているとしたものが19事務あり、連携しているものでは、国（農林水産省、財務局、地方整備局等）と合同で検査を行っているものや、市町村の職員に検査等への同行を求めているもの、検査結果に係る情報を市町村と共有しているものなどがあつた。

6 検査等の実施結果の取扱い

(1) 検査結果等の報告・復命

検査結果等の報告・復命の状況は、[表14]のとおりである。

検査結果等については、検査結果をシステム入力することとしている場合等を含めると、すべての事務について書面による報告・復命が行われていた。

実施要綱等で検査結果を記載する書類の様式が定められている場合も多く、こうした場合には、所定の様式により、所属長等への報告が行われていた。

[表14]検査結果の報告・復命の状況

		義務検査	任意検査	計
書面での検査結果の報告・復命	している	4	25	29
	していない	—	—	—

(2) 検査結果等の通知、改善状況の報告等

検査結果等の通知、改善状況の報告等は、[表15]のとおりである。

検査結果等の通知については、文書で行うものが多かったが、口頭で通知していたものは、検査等の現場で責任者等に伝達していた。

改善措置状況の報告については、文書の提出を求めるものが多かったが、証拠写真の送付

や電子メールによる提出を求めているものもあった。

改善措置状況の報告に対する確認については、書面のみ又は書面若しくは口頭で確認しているものが多かったが、必ず実地で確認するとしたものもあった。

[表15] 検査結果の通知、改善措置状況の報告等の状況

			義務検査	任意検査	計
検査結果の通知	通知している	文書	4	13	17
		口頭	—	7	7
		文書又は口頭	—	4	4
		計	4	24	28
	通知していない	—	1	1	
改善措置状況の報告	報告されている	文書	4	18	22
		口頭	—	—	—
		文書又は口頭	—	4	4
		計	4	22	26
	報告されていない	—	3	3	
改善措置状況の報告に対する確認方法	確認している	実地、書面又は口頭	2	4	6
		実地又は書面	—	5	5
		書面又は口頭	—	4	4
		実地	—	1	1
		書面	2	8	10
		計	4	22	26
	確認していない	—	3	3	

(3) 検査結果等の同業事業者への情報提供

検査結果の同業事業者への情報提供の状況は、[表16]のとおりである。

同業事業者に情報を提供しているものでは、事業者を対象とした講習会等において、主な指導事例について紹介し、注意喚起しているものが多かった。

[表16] 検査結果の同業事業者への情報提供の状況

		義務調査	任意調査	計
検査結果の同業事業者への情報提供	している	3	14	17
	していない	1	11	12

(4) 検査結果の総括・分析、公表

検査結果の総括・分析、公表の状況については、[表17]のとおりである。

総括・分析を行っているものには、検査等の実施状況を取りまとめて国に報告しているものが多かった。

公表を行っているものは、検査結果等を取りまとめ、冊子や県ホームページ等において公表しているものが多かった。

[表17] 検査結果の総括・分析、公表の状況

		義務調査	任意調査	計
検査結果の総括・分析	している	2	15	17
	していない	2	10	12
検査結果の公表	している	3	11	14
	していない	1	14	15

7 不適正事案等に対する対応

不適正事案に対する対応については、県民等からの苦情を受けて臨時的立入調査を実施したもの、県内での不祥事案発生を受けてその後の検査のテーマとして重点的に検査することとしたもの、県外で発生した事故を受けて関係事業所に注意喚起を行っているものが見られた。一方、平成26年度には、対応した事例がなかったものも相当数あった。

第3 監査の意見

1 実施要綱等の整備について

実施要綱等は、当該検査等を実施する旨及び検査等の目的、対象団体等の範囲、実施内容等を明確化し、検査等の事務を着実に遂行するうえで重要な役割を果たすものである。こうした定めをしていない事務については、実施要綱等を制定する必要がないか今一度検討されたい。（私学、動物、貸金業）

また、実施要綱等の一部又は個別の定めとして、検査等を円滑に行うためのマニュアルや検査項目を一覧にしたチェックリスト等を定めている事務も多かった。こうした取組みは、検査のレベルを確保し、担当者間での検査結果のばらつきを防止するうえで有効であると考えられる。毎年度、実施要綱等の見直しを行っている事務も相当数見られたが、現行の実施要綱等やマニュアル、チェックリスト等により特に支障を生じていない場合においても、社会情勢の変化や前年度の検査結果等に対応し、適宜、内容の見直しを図られたい。（全般）

実施要綱等を定めている事務については、法改正を受けて内容を見直す等、適時に適切な見直しが行われていたが、一部には、実施要綱等又は検査マニュアルが現在施行されている法律の規定に対応していないものが見られた。こうした事務については、速やかに現行法規の規定に則したものとすよう見直しを行われたい。（景表法、JAS法）

また、要綱等に定める選択方法では、対象となる団体等の一部にしか検査が行き届かないのではないかと見られるものがあつた。こうした事務については、法律の趣旨に照らして妥当であるかを検討され、必要に応じて要綱の定めを見直し、検査対象事業者数の拡大等を検討すべきと考える。（旅行業）

2 実施計画の策定等について

実施計画は、当該年度に実施する検査等の対象団体や実施時期等をあらかじめ定めることにより、検査等の実施をより確実なものとし、所期の成果を達成するうえで重要である。法違反が疑われる場合に限って検査等を行うこととしているものを除き、ほぼすべての事務について計画が策定されていたが、一部には、実施頻度の目標を設定しているものの具体的な実施計画を策定していないものが見られた。こうした事務については、具体的な実施計画を策定することにより、検査をより確実かつ効率的に実施できないか検討されたい。(旅館業)

また、実施計画を定めているが、計画に定める実施箇所数では平成25年度までの実施頻度を達成できないものが見られた。こうした事務については、従来の頻度で検査が実施できるよう、実施箇所の増加を図るなど計画の見直しを図られたい。(私学)

実施計画において実施数又は実施対象団体等を定めている事務については、ほとんどの事務で計画どおり検査が実施されていたが、一部には、実施計画に掲げられた箇所の検査が実施されなかったものがあつた。こうした事務については、実施計画に掲げたすべての箇所の検査等が実施できるよう、検査の実施期間を延長するなど対応を検討されたい。(宅建業)

実施計画において具体的な実施数の定めをせず、検査対象団体の選択を実際の担当部署に委ねている事務において、平成26年度の実施数が前年度の実施数を大きく下回っているものが見られた。こうした事務については、年の実施数が要領等に定める実施頻度を達成するために必要な数を大きく下回ることがないよう、各部署の実施目標数の提示や年の途中で実施数の追加を求める通知を行うなどの対応がとれないか検討されたい。(古物)

法令で年1回の検査を常例とする旨が定められ、運用上の実施頻度がこれを下回っている団体で、事業の規模や状況から監督上の必要性が高いと認められるものについては、検査回数の拡充を検討されたい。(農協)

なお、検査等において法令違反等の指摘を受ける事業者の割合が高く、業界全般の傾向として、法令遵守に対する取組みが必ずしも十分とは思われないものがあつたが、こうした分野においては、業界の指導的な立場にある事業者の協力を得るなどして、法令遵守レベルの向上を図れないか検討されたい。(建設業)

3 検査等の実施体制等について

検査等の事務には、専門的な知識や技能が必要であり、指導監督の徹底を図る観点からも、できれば専任の組織等を設けて実施することが望ましいが、実際には、許認可等の事務を担当する職員が検査等も併せて担当している例が多かつた。また、検査等に出向く人数については、事故や紛争を未然に防ぐ観点から2名以上で実施することが適切であり、一部の例外を除いて、2名以上で実施されていた。今回、他の担当事務との関係で検査等の実施に支障をきたしていると思受けられるものはなかつたが、今後とも、検査等の目的を達成するために必要な人員の確保と担当事務の適切な割振りについて配慮をお願いしたい。(全般)

法令等において立入検査員の証票の様式が定められているものについては、概ね様式どおりの検査員証等が作成交付されていたが、一部には法令等の様式では写真を貼付することとされているながら、写真のない検査員証を交付しているものがあつた。こうした事務については、写

真を貼付した検査員証とするよう改められたい。(貸金業)

また、いずれの所属においても、限られた人員で所定の検査等を実施するため、異なる種類の検査等の同時実施や検査にかかる旅程の短縮などきめ細かな対応がとられていた。一方、対象団体の運営主体の変更や新たな施設が検査対象に加わるなどにより、検査等に必要なる事務量が增大しているものについては、専門知識を有する人材の支援を受けるなど、人員体制の強化を検討されたい。(保育所)

4 職員の研修等について

検査等を適切に行い、団体等や県民の信頼を得るためには、検査等に従事する職員が必要な資質を備えていることが前提であり、必要な知識・技能を身につけていなければ実効ある指導監督を行うことができない。このため、検査等に従事する職員の資質向上を図るための研修は欠かせない。多くの事務では、新たに担当者となった職員が所管官庁主催の初任者研修に参加するなどして、検査等の実施にあたり必要な基本的な知識を修得することとしていた。一方、こうした研修が実施されていない事務にあっては、先例の蓄積等により主務担当者がマニュアルとなる資料を整備し、説明を行うなどして対応していた。今後とも、国等が主催する研修や担当者会議等への参加のほか、有識者による講演の聴講やベテラン職員が講師となった勉強会の開催など、検査等に従事する職員の資質向上に努められたい。(全般)

検査等の対象団体の決算書類が複式簿記により作成されている場合、団体等の経営の健全性や資産の状況を正しく理解するためには、複式簿記について基礎的な知識があることが望まれる。しかしながら、こうした団体の財務に係る項目を含む検査等において、担当者個人の判断で簿記資格を取得しているものや、簿記研修の機会が全く設けられていないものが見受けられた。こうした事務については、所属として簿記研修の受講を推奨するなど、研修機会の確保に努められたい。(私学、生協、森林)

5 検査等の実施内容について

現金等の保管状況、店舗における陳列状況、事業所の排水状況等、実態を把握することが必要な検査等については無通告検査とし、検査対象施設の責任者等の立会いが必要な検査等については日程調整のうえ行うなど、検査の目的に応じ、適切な内容で実施されていた。

また、要綱等において具体的な指摘基準を定め、検査結果の統一性の確保を図っているものが多かったが、その一方で、団体等の規模に合わせた指導内容としているものも見られた。こうした事務については、小規模な団体においても役員等の意識が高まるよう、達成状況が確認できる具体的な指導内容とするよう工夫されたい。(土改)

また、検査等の対象となっている団体等が子会社を設立するなどして多岐にわたる事業を行っており、事業全体について細部まで適正さを確認することが困難ではないかと見受けられるものがあつた。こうした事務については、団体の不祥事の防止体制や子会社の管理体制等の経営管理体制を重点的に検査することなど、検査方法についても検討されたい。(農協)

制度変更からの歴史が浅く、ノウハウの蓄積が不十分なため、担当者の負担感が強くなっていると思われるものが見られた。こうした事務については、共通的な着眼点を整理するなどし

て、事務負担の軽減を図れないか検討されたい。(障害者)

なお、一部の事務については、検査において多数の事業者が指導を受けない一方で、少なからぬ事業者が指導を受けていた。こうした事務については、引き続き改善指導に取り組み、検査において指導を受ける事業者の減少に努められたい。(LPガス)

6 検査等の実施結果の取扱等について

検査等を実施する意味は、検査の結果、改善すべき事項がある場合に、これを団体等に伝え、実地の改善に結びつけることにあると考えられる。検査結果については、何らかの指導事項がある場合は、すべて口頭又は書面等により相手方に通知されていた。

検査の結果は、おおむね1週間から2箇月以内で団体等に通知されていたが、年間の検査結果をまとめて通知しているため、団体等への検査結果の通知が検査実施日の数箇月後となっているものも見られた。こうした事務については、結果通知までの期間を短縮できないか検討されたい。(土改)

検査の結果は、問題がなかった場合を含め、ほとんどの事務で所定の様式等により所属長等に復命されていたが、問題が見られなかった場合には、台帳に記載するのみで、所属長等への回覧を行っていないものが見られた。こうした事務については、問題がなかった場合でも、所属内で検査結果に係る情報が共有できるよう方策を検討されたい。(動物)

検査等により指導を受けた場合の改善報告については、所属長等に回覧しているものがほとんどであったが、報告を電子メールで受けた場合に、担当者限りで受領し、完結させていたものが見られた。こうした事務については、メール文書や添付された写真等を印刷して回覧するなどして、改善報告に係る情報の所属内での共有化を図られたい。(旅行業)

一定の頻度で検査を行っている事務では、前回の検査における指導事項の有無にかかわらず、検査等の間隔を変更しないものが多かった。こうした事務においては、指導事項のあった団体に限って翌年度も検査するなど、次の検査までの期間を短縮できないか検討されたい。(農薬)

一つの団体等において違反事案が発見された場合に、他の団体等において同様な事例が発生しないよう注意喚起することも、検査結果を活かすうえで重要である。この点では、多くの事務において、事業者を対象とした講習会等において事例を紹介するなどの取組みが行われていた。また、一部には、検査等の実施状況を取りまとめ、冊子や県ホームページに掲載して公表しているものがあった。これまでこうした取組みを行っていないものにおいても、県ホームページを活用するなどして、事業者や県民に向けた適切な情報提供を図れないか検討されたい。

(全般)

7 不適正事案等への対応について

法令違反等を疑われる苦情があった場合には、速やかに実情調査や関係機関への連絡を行う等、おおむね適切に対応されていた。一方、不適正事案の発生がないとした事務も多かったが、こうした事務においても、不適正事案が発生した場合の対処方法をあらかじめ整理しておくことが適切と考える。特に、法令違反が疑われる場合にのみ立入検査等を行うこととしている事

務にあつては、実際に違反事案が発生した場合の迅速かつ的確な対応について、日頃から検討及び準備に努められたい。(景表法、JAS法)

また、他県において重大な違反事案が発生した場合等においては、本県で類似事案が発生することのないよう、臨時検査の実施や実施要綱の内容の見直しなど、引き続き、適切かつ速やかに対応していただきたい。(廃棄物)

第 4 おわりに

法令等に基づく団体等の検査等の事務は、法令の規定に反する状況を放置せず、団体等に法令の遵守を働きかけることを通じて、法令を実効あるものとし、生活の安全や取引の公正といった法令の目的を達成するうえで欠くことのできない事務である。法令によって認められた検査等の権限を適切に行使することは、県民が県に期待する基本的な役割の一つである。

今回、29の事務について、書面調査及び実地調査を行って、本県における検査等の実施状況について監査したところ、いずれの事務についても、根拠法令等の趣旨に従い、おおむね適正に遂行されていることが認められた。

今後とも、定期的に検査等を実施することとされている事務はもとより、必要に応じて検査等を行うこととされている事務についても、検査等の実施に適切に取り組まれたい。また、本県における団体等の実情等を勘案のうえ、計画的かつ実効力のある検査等の実施に努められたい。検査等に当たる職員においては、日頃から検査等に必要な知識・技能の修得に努められ、適切かつ公平な検査等の実施を図られたい。

整理番号：1

検査・監査名	私立学校指導検査	
検査の概要	根拠法令等	私立学校振興助成法第12条
	目的及び内容	私立学校の教育条件の維持・向上、保護者等の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高めるため、業務執行の状況や会計の状況を確認する。
	対象	私立幼稚園、私立中学・高等学校
	対象数	45法人64施設（幼稚園：53園、中学校：1校、高等学校：10校）
	実施数	4施設
	法令・要綱に基づく実施頻度	法令等ご頻度の規定はない。
所管課	知事政策局	
検査等の状況	実施体制	1 体制及び人数 知事政策局私学振興担当 2名 2 実施内容 1施設につき、職員2～3名で3～4時間かけて実施 3 実施職員に対する研修 特になし
	計画	1 実施要綱等の制定 制定していない。（「私立学校指導検査調書」に基づいて実施） 2 実施計画の作成 作成している。 3 計画に対する実施状況 計画数：4団体 実施数：4団体 4 実施時期 3～5年に1回
	基準及び手法	1 指摘基準等の設定 起案添付文書（非公表）に記載 2 手法 検査対象施設に赴き、「私立学校指導検査調書」に基づき実施し、不適切な事例があれば、改善を指摘・指導している。 3 関係機関等の連携 なし 4 内部検査制度の調査 財務に関する内部牽制について検査を行っている。

	5 検査方法の見直し 行っていない。
結 果	<p>1 報告・復命 復命書を作成し、回覧している。</p> <p>2 実施結果通知方法 1、2箇月以内に文書で通知している。</p> <p>3 結果の公表 行っていない。</p> <p>4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 1箇月以内に文書にて報告を求め、書面にて確認している。</p> <p>5 指摘事項等の状況 3件について、改善指導を行った。</p> <p>6 検査状況の総括・分析等 行っていない。</p> <p>7 検査結果の同業事業者への情報提供 私立幼稚園協会や中学・高等学校の理事長・校長会等で口頭による伝達</p>
不適正事案への対応	なし

個別意見	<ul style="list-style-type: none"> ・実施要綱等の制定の必要がないか今一度検討されたい。 ・平成25年度までの頻度で検査が実施できるよう計画の見直しを図られたい。 ・複式簿記の研修機会の確保に努められたい。
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

整理番号：2

検査・監査名		旅行者等立入検査
検査の概要	根拠法令等	旅行業法第26条
	目的及び内容	旅行業等を営む者の業務の適正な運営を確保すること等により、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図る。
	対象	旅行業登録事業者
	対象数	115団体（平成26年4月1日時点）
	実施数	4団体
	法令・要綱に基づく実施頻度	法令等に頻度の規定はない。
所管課		観光・地域振興局観光課
検査等の状況	実施体制	<p>1 体制及び人数 観光・地域振興局観光課コンベンション誘致班 3名</p> <p>2 実施内容 1団体につき、職員2名が2時間で実施</p> <p>3 実施職員に対する研修 初任者に対し、観光庁実施の旅行業法事務担当者研修を受講させている。</p>
	計画	<p>1 実施要綱等の制定 富山県旅行者等立入検査実施要領（非公表）を制定</p> <p>2 実施計画の作成 作成している。</p> <p>3 計画に対する実施状況 計画数：4団体 実施数：4団体</p> <p>4 実施時期 随時（登録件数の概ね3%に相当する数を選定）</p>
	基準及び手法	<p>1 指摘基準等の設定 設定している。</p> <p>2 手法 富山県旅行者等立入検査実施要領に基づき、立入検査表により検査し、不適正な事例があれば、改善を指摘・指導している。</p> <p>3 関係機関との連携 なし</p> <p>4 内部検査制度の調査 行っていない。</p>

	5 検査方法の見直し 行っていない。
結 果	<p>1 報告・復命 復命書を作成し、課長まで回覧している。</p> <p>2 実施結果通知方法 軽易なもの（その場で直ぐに是正可能な事項等）については、口頭で指導し、検査後、確認のためメール等で改めて通知している。</p> <p>3 結果の公表 行っていない。</p> <p>4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 口頭又は文書やメール等で指摘事項について改善状況を報告させている。</p> <p>5 指摘事項等の状況 0件</p> <p>6 検査状況の総括・分析等 行っていない。</p> <p>7 検査結果の同業事業者への情報提供 行っていない。</p>
不適正事案への対応	なし

個別意見	<ul style="list-style-type: none"> 要綱等に定める選択方法では、対象となる団体等の一部にしか検査が行き届かないことから、法律の趣旨に照らして妥当であるかを検討され、必要に応じて要綱の定めを見直し、検査対象事業者数の拡大等を検討すべきと考える。 事業者からの改善措置状況報告を電子メールで受けた場合、担当者限りで完結させず、所属内の情報の共有を図りたい。
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

整理番号：3

検査・監査名	消費生活協同組合法による検査	
検査の概要	根拠法令等	消費生活協同組合法第94条
	目的及び内容	組合の業務又は会計の状況について、法令、定款又は規約の遵守状況を確認するとともに、組合の業務の健全かつ適切な運営を確保する。
	対象	消費生活協同組合・消費生活協同組合連合会
	対象数	14組合
	実施数	2組合
	法令・要綱に基づく実施頻度	法令等に頻度の規定はない。
所管課	生活環境文化部県民生活課	
検査等の状況	実施体制	1 体制及び人数 県民生活課消費生活班 3名 2 実施内容 1組合当たり職員3名が5～6時間程度で実施 3 実施職員に対する研修 外部研修として厚生労働省が実施する消費生活協同組合行政担当者ブロック会議に2名参加している。
	計画	1 実施要綱等の制定 富山県消費生活協同組合検査実施要領（非公表）を作成している。 2 実施計画の作成 実施要領に基づいて毎年度、過去の検査状況や組合の実情を考慮し、立入検査計画を定めている。 3 計画に対する実施状況 計画数：2組合 実施数：2組合 4 実施時期 おおむね1年に2組合としている。
	基準及び手法	1 指摘基準等の設定 設定していない。 2 手法 事前の検査の通知を行い、事前提出資料等により検査対象組合の運営状況、懸案事項等についてあらかじめ把握し、重点的かつ効率的に検査を行う。実地検査は検査項目別のチェックポイントに従い実施している。

	<p>3 関係機関との連携 厚生労働省及び他都道府県と消費生活協同組合行政担当者ブロック会議において情報の共有を行っている。</p> <p>4 内部検査制度の調査 監事監査が適正に行われているか検査している。</p> <p>5 検査方法の見直し 行っていない。</p>
結 果	<p>1 報告・復命 課長まで回覧</p> <p>2 実施結果通知方法 検査復命後、速やかに文書で通知する。</p> <p>3 結果の公表 行っていない。</p> <p>4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 検査等結果の通知から2ヶ月程度後、是正措置状況を文書で報告させ確認している。口頭で指摘したものについては、口頭で改善状況を確認している。</p> <p>5 指摘事項等の状況 2組合について、改善指導を行った。</p> <p>6 検査状況の総括・分析等 行っていない。</p> <p>7 検査結果の同業事業者への情報提供 行っていない。</p>
不適正事案への対応	なし

個別意見	・複式簿記の研修機会の確保に努められたい。
------	-----------------------

整理番号：4

検査・監査名	不当景品類及び不当表示防止法による立入検査	
検査の概要	根拠法令等	不当景品類及び不当表示防止法第9条第1項
	目的及び内容	不当な景品類及び表示による顧客誘引を防止するため、法に基づく措置命令又は勧告を行うために必要があると認められる場合に、当該事業者の事業所に立ち入り、帳簿書類をもとに業務について聴取する。
	対象	商品・役務を提供する事業者
	対象数	不詳
	実施数	0件
	法令・要綱に基づく実施頻度	法令等に頻度の定めはない。
	所管課	生活環境文化部県民生活課
検査等の状況	実施体制	1 体制及び人数 県民生活課消費生活班3名 2 実施内容 個別事案ごとに異なる。 3 実施職員に対する研修 消費者庁主催の所管法令執行担当者研修（初任者研修・専門研修）に参加
	計画	1 実施要綱等の制定 県独自の事務処理要綱を定めている。（非公表） 2 実施計画の作成 措置命令又は勧告を行うために必要があると認められる場合、その都度作成する。 3 計画に対する実施状況 計画なし 4 実施時期 計画なし
	基準及び手法	1 指摘基準等の設定 事務処理要綱において定めている。 2 手法 法に基づく措置命令又は勧告を行うために必要があると認められる場合、当該事業者の事務所等の責任者の立会いのもとに、帳簿その他の物件を検査し、事業者の役員等に質問を行う。 3 関係機関等の連携 消費者庁や他の都道府県と被疑事件に関する情報を共有

	<p>4 内部検査制度の調査 なし</p> <p>5 検査方法の見直し なし</p>
結 果	<p>1 報告・復命 部長まで回覧することとしている。</p> <p>2 実施結果通知方法 処分を行うことが前提の立入検査であるため、検査結果の通知はしない。</p> <p>3 結果の公表 処分を行った場合は、必要に応じて公表できることとしている。</p> <p>4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 なし。処分に従わない場合は、行政罰の対象となる。</p> <p>5 指摘事項等の状況 事例なし</p> <p>6 検査状況の総括・分析等 これまで処分の事例なし</p> <p>7 検査結果の同業事業者への情報提供 検査結果としてではないが、業界団体の会議等で景品表示法の基本的な考え方について周知を図っている。</p>
不適正事案への対応	<p>消費者からの情報提供等により把握した案件について、景品表示法違反の疑いがないか調査を行い、違反が疑われる場合は、口頭での注意又は注意書の送付を行っている。</p>

個別意見	<ul style="list-style-type: none"> ・事務処理要綱が改正後の景品表示法に対応したものとなっていないので、速やかに現在施行されている法律に則したものとすよう見直しを行われない。 ・違反事案が発生した場合に迅速かつ的確に対応できるよう、日頃から準備体制を整えられたい。
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

整理番号：5

検査・監査名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律による立入検査	
検査の概要	根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条
	目的及び内容	産業廃棄物の適正な処理を確保するため、産業廃棄物処理業者、排出業者等の事務所、事業場、産業廃棄物処理施設のある土地に立ち入り、産業廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分、産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理に関し、帳簿類その他の物件を検査し、指導を行う。
	対象	産業廃棄物処理業者、産業廃棄物排出事業者、産業廃棄物処理施設
	対象数	2, 3 5 3施設
	実施数	1 4 3施設
	法令・要綱に基づく実施頻度	法令に実施頻度の定めはない。ただし、焼却施設、最終処分場を設置している事業場については、原則年1回以上実施。
	所管課	生活環境文化部環境政策課
検査等の状況	実施体制	1 体制及び人数 環境科学センター生活環境課 7名 2 実施内容 1団体あたり、環境科学センター生活環境課職員2名が2～3時間かけて実施 3 実施職員に対する研修 内部研修として、生活環境課職員7名による勉強会を行っている。また、外部研修として、環境省環境調査研修所が行う産業廃棄物分析研修や中部地方環境事務所主催の研修会に参加している。
	計画	1 実施要綱等の制定 毎年度、産業廃棄物監視指導業務の基本方針及び監視指導計画（非公表）を策定している。 2 実施計画の作成 同上 3 計画に対する実施状況 計画数：1 4 3施設 実施数：1 4 3施設 4 実施時期 1年に1回程度
	基準及び手法	1 指摘基準等の設定 法令で基準を規定している。 2 手法 事前に立入調査日時を連絡し、関係書類等の準備を依頼したうえで、チェッ

	<p>クリストにより実地検査を行っている。</p> <p>3 関係機関等の連携 問題事案:ここでは、環境政策課、環境科学センター及び市町村の廃棄物担当部局が連絡を取り合い、情報を共有しながら対応している。</p> <p>4 内部検査制度の調査 帳簿の保存状況及び会社内での報告体制を確認している。</p> <p>5 検査方法の見直し 法令改正に合わせて調査項目の追加や重点項目の設定を行っている。</p>
<p>結 果</p>	<p>1 報告・復命 指導事項等を記載した立入検査日報を所長まで回覧</p> <p>2 実施結果通知方法 口頭で通知</p> <p>3 結果の公表 実施件数及び結果の概要を県の環境白書、環境科学センター年報等として、県ホームページに掲載</p> <p>4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 原則として1週間以内に書面で改善状況を報告させている。</p> <p>5 指摘事項等の状況 63件の指導を行った。</p> <p>6 検査状況の総括・分析等 毎年度、立入調査結果のとりまとめを行っている。</p> <p>7 検査結果の同業事業者への情報提供 事業者を対象とした講習会等において、事例紹介及び注意喚起を行っている。</p>
<p>不適正事案への対応</p>	<p>不法投棄等については、現地確認のうえ、市町村への連絡を行った。</p>

<p>個別意見</p>	<p>・他県において重大な違反事案が発生した場合においては、本県で類似事案が発生することのないよう、臨時検査の実施や実施方針の見直しなど、引き続き、適切かつ速やかに対応していただきたい。</p>
-------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------

整理番号：6

検査・監査名	特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場立入検査	
検査 の 概 要	根拠法令等	水質汚濁防止法第22条
	目的及び内容	工場・事業場からの排水や地下浸透を規制するための基準の遵守状況を確認するため、水質汚濁防止法に基づく特定施設を持つ工場・事業場（特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場）に立ち入り、届出書類をもとに施設の稼働状況を聴取したうえで、排水の水質管理を指導している。
	対 象	水質汚濁防止法に基づく特定施設を持つ工場・事業場
	対 象 数	特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場 2, 487事業者
	実 施 数	189事業所
	法令・要綱に基づき実施頻度	1～5年に1回（工場の規模等に応じて設定）
	所 管 課	生活環境文化部環境保全課
検査 等 の 状 況	実施体制	1 体制及び人数 環境科学センター水質課7名（及び環境保全課水質保全係4名） 2 実施内容 1回当たり環境科学センター職員2～3名が4時間程度で実施している。 3 実施職員に対する研修 外部研修として、環境省環境調査研修所の実施する研修（機器分析研修ほか）を受講している。
	計 画	1 実施要綱等の制定 水質関係工場・事業場監視指導の基本的考え方、工場・事業場立入監視要領（非公表）を定めている。 2 実施計画の作成 毎月個別の実施箇所を決めた実施計画を作成している。 3 計画に対する実施状況 計画数：189事業所 実施数：189事業所 4 実施時期 1～5年に1回（工場の規模等に応じて設定）
	基準及び手法	1 指値基準等の設定 定めていない。 2 手法 無通告で実施している（無人の事業所を除く。）。 3 関係機関との連携 該当なし

		<p>4 内部検査制度の調査 排水の自主測定結果が事業所内部で共有されているか、必要書類の保存期間が遵守されているかについて調査している。</p> <p>5 検査方法の見直し 関係法令の改正にあわせて検査チェックリストを作成している。</p>
結 果		<p>1 報告・復命 環境科学センターにおいて、採水日誌、監視業務日報等を作成し、センター所長（水質課長事務取扱）に報告している。</p> <p>2 実施結果通知方法 立入検査時に法令の要求事項に問題があれば口頭指導している。 水質検査の結果については排水基準の超過など法令違反が判明した場合のみ通知している。</p> <p>3 結果の公表 検査実施件数、結果の概要を環境科学センター年報等で公表している。</p> <p>4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 検査結果通知後の約1か月を期限とし、書面で原因や改善対策について報告を求め、実地や書面で確認している。</p> <p>5 指摘事項等の状況 1件の口頭指導を行っている。</p> <p>6 検査状況の総括・分析等 四半期ごとに立入検査結果をまとめ、センターから本課へ報告している。</p> <p>7 検査結果の同業事業者への情報提供 環境保全技術講習会での事例紹介等により注意喚起している。</p>
不適正事案への対応		なし

個別意見	特になし
------	------

整理番号：7

検査・監査名		液化石油ガス法に係る立入検査（販売事業者等）
検査の概要	根拠法令等	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液化石油ガス法）第83条第3項
	目的及び内容	液化石油ガスの販売に係る保安を確保するため、販売事業者等の法令遵守を徹底し、災害の発生を防止するため立入検査を行う。
	対 象	液化石油ガス販売事業者
	対 象 数	280団体
	実 施 数	61団体
	法令・要綱に基づく実施頻度	法令等に頻度の規定はない。
	所 管 課	生活環境文化部環境保全課
検査等の状況	実施体制	1 体制及び人数 1～2名 2 実施内容 1事業所当たり職員1～2名が1時間半～2時間で実施 3 実施職員に対する研修 外部研修として、経済産業省等が実施する液化石油ガス法に係る研修や講習会に参加し、その情報を共有することにより、担当職員の資質向上に取り組んでいる。
	計 画	1 実施要綱等の制定 県要領（非公表）を制定している。 2 実施計画の作成 前回からの経過年数や前回調査での指示事項の有無等を考慮しながら、立入検査実施計画を作成し、課長決裁を受けている。 3 計画に対する実施状況 計画数：59団体 実施数：61団体 4 実施時期 11月から翌年2月まで
	基準及び手法	1 指摘基準等の設定 立入検査票に掲げる項目による。 2 手法 事前に日程を通知のうえ、検査等マニュアルにより検査を行っている。

	<p>3 関係機関等の連携 違反が多かった項目について、一般社団法人富山エルピーガス協会へ通知するとともに、販売事業者等を対象とした講習会で注意喚起及び周知している。</p> <p>4 内部検査制度の調査 帳簿類について、責任者の検印が押されていることの確認を行っている。</p> <p>5 検査方法の見直し 過去の検査結果が優良な事業者は、立入検査の間隔を長くし、直近の立入検査で指摘のあった事業者は立入検査の間隔を短くして、検査の強化及び効率化を図っている。 また、法令の改正等を考慮し、検査等のマニュアルの内容を見直している。</p>
結 果	<p>1 報告・復命 検査終了後、検査結果を記入した立入検査票を作成し、課長に報告する。</p> <p>2 実施結果通知方法 速やかに改善できない場合は、書面で改善指示書による通知を行っている。</p> <p>3 結果の公表 次年度に作成する高圧・火薬類等保安業務年報に掲載し、ホームページで概要及び実施件数を公表している。</p> <p>4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 書面より指示事項に対する改善状況及び再発防止対策等の報告を求めている。 改善指示に従わない場合は法令に基づく改善命令等により対応している。</p> <p>5 指摘事項等の状況 検査等対象団体に対する改善通知等の指導件数 11件</p> <p>6 検査状況の総括・分析等 違反事項が多かった項目について、関係団体へ通知するとともに、販売事業者等を対象とした講習会で注意喚起及び周知している。</p> <p>7 検査結果の同業事業者への情報提供 事業者を対象とした講習会での違反事例の周知</p>
不適正事案への対応	平成26年度においては不適正事案の発生はなかったが、発生した場合は、必要に応じて随時立入検査を実施する。

個別意見	・多数の事業者が指導を受けない一方で、少なからぬ事業者が指導を受けているので、引き続き改善指導に取り組み、検査において指導を受ける事業者の減少に努められたい。
------	---------------------------------------------------------------------------------

整理番号：8

検査・監査名		火薬類取締法に係る立入検査
検査の概要	根拠法令等	火薬類取締法第43条第1項
	目的及び内容	火薬類取締法に基づき、火薬類の販売所、火薬庫、消費場所等に立ち入り、法令の遵守状況を確認する。
	対象	火薬庫、販売所、火薬庫外貯蔵場所、煙火消費場所、爆薬消費場所、その他火工品消費場所
	対象数	192箇所
	実施数	42箇所
	法令・要綱に基づく実施頻度	年1回以上
	所管課	生活環境文化部環境保全課
検査等の状況	実施体制	1 体制及び人数 環境保全課ガス火薬保安係 1～2名 ※煙火消費場所の立入検査は2名で実施 2 実施内容 1箇所につき職員1名又は2名で 1～6時間で実施 3 実施職員に対する研修 国が主催する火薬類取締法研修に参加している。
	計画	1 実施要綱等の制定 火薬類の取扱量が少ない消費場所等を除き、県の実施要領等を作成（非公表） 2 実施計画の作成 前回検査での指示事項の内容等を踏まえ、立入検査実施計画を作成 3 計画に対する実施状況 計画数：42箇所 実施数：42箇所 4 実施時期 関係機関と日程調整のうえ実施
	基準及び手法	1 指摘基準等の設定 火薬類取締法令及び経済産業省施行通知等に基づいている。 2 手法 事前連絡のうえ、現場へ赴き法令及び施行通知等に適合しているかを確認している。 3 関係機関等の連携 警察本部と合同で立入検査を実施

	<p>4 内部検査制度の調査 帳簿類に責任者の検印が押されているかを確認している。</p> <p>5 検査方法の見直し 煙火消費現場に係る検査人数を変更（1名⇒2名）した。</p>
結 果	<p>1 報告・復命 立入検査結果については、書面で報告</p> <p>2 実施結果通知方法 書面（改善指示書）による通知</p> <p>3 結果の公表 次年度に作成する高圧ガス・火薬類等保安業務年報に掲載し、県ホームページで公表</p> <p>4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 措置完了後に書面で報告を受け、改善状況を実地及び書面で確認している。</p> <p>5 指摘事項等の状況 2件</p> <p>6 検査状況の総括・分析等 ・火薬庫、販売所、火薬庫外貯蔵場所、爆薬消費場所については、関係団体の会議で情報を共有 ・煙火の消費場所については、次年度の煙火消費時期までに1年間の指導事項を整理し、重要事項に設定</p> <p>7 検査結果の同業事業者への情報提供 関係団体の会議・講習会等を通じて周知</p>
不適正事案への対応	<p>・煙火に関する騒音や火の粉の散乱に関する苦情を受け、消費場所の立入検査を実施した。</p> <p>・県外で発生した事故等に関しては、関係事業所に関係団体を通じて文書で注意喚起を行うとともに、消費許可証の交付時や立入検査の実施時、口頭で注意喚起している。</p>
個別意見	特になし

整理番号：9

検査・監査名		児童福祉行政指導監査（保育所）
検査の概要	根拠法令等	児童福祉法第46条、児童福祉法施行令第38条
	目的及び内容	児童福祉行政の適正かつ円滑な実施を確保するため、児童福祉行政について関係法令及びこれに基づく通知に照らし、適正に実施されているかを調査し、是正措置等を講ずる必要があるものに対しては、これを改善するよう指導する。
	対象	保育所（富山市除く）
	対象数	207施設 （内訳：公立121施設、私立86施設）
	実施数	134施設（内訳：公立48施設、私立86施設）
	法令・要綱に基づく実施頻度	1年に1回 （公立保育所の実地監査は3年に1回、その他の年は書面監査）
	所管課	厚生部児童青年家庭課
検査等の状況	実施体制	1 体制及び人数 児童青年家庭課子育て支援班職員7名 2 実施内容 1施設当たり、児童青年家庭課職員2～3名が2～3時間で実施 3 実施職員に対する研修 研修は行っていないが、初任者へはあらかじめチェックリスト等を渡したうえで説明を行っている。
	計画	1 実施要綱等の制定 県要領（非公表）を制定している。 2 実施計画の作成 毎年度、実施計画（非公表）を定めている。 3 計画に対する実施状況 計画数：134施設 実施数：134施設 4 実施時期 年に1回（公立保育所の実地監査は3年に1回、その他の年は書面監査）
	基準及び手法	1 指摘基準等の設定 「児童福祉行政指導監査の実施について」（平成12年4月25日 厚生省児童家庭局長通知）別紙「児童福祉行政指導監査実施要綱」 2 手法 調査期日を通告し、あらかじめ施設から徴した監査調書に基づき、入所者支援の状況や入所者の生活環境等について調査を行う。

	<p>3 関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該施設のある市町村の職員に調査同行を求めている。 ・当該施設のある市町村に、調査結果を通知している。 <p>4 内部検査制度の調査</p> <p>行っていない。</p> <p>5 検査方法の見直し</p> <p>行っていない。</p>
結 果	<p>1 報告・復命</p> <p>毎年度 2～3 月頃、課長まで復命書を回議している。</p> <p>2 実施結果通知方法</p> <p>当該施設のある市町村の担当課長あてに、文書により通知している。</p> <p>3 結果の公表</p> <p>行っていない。</p> <p>4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法</p> <p>年度末までに改善結果を確認できる書類を添付した指定様式にて報告させ、その書面により確認している。</p> <p>5 指摘事項等の状況</p> <p>13 2 件の指導を行っている。</p> <p>6 検査状況の総括・分析等</p> <p>毎年度 2 月下旬に開催する保育所長等研修会の前に、子育て支援班で検査結果を総括し、次年度の監査に向けての検討事項を話し合っている。</p> <p>7 検査結果の同業事業者への情報提供</p> <p>毎年度 2 月下旬に開催する保育所長等研修会で指導監査の状況を伝え、注意喚起している。</p>
不適正事案への対応	<p>食物アレルギー児に普通食を提供し、誤食した事故が発生した際、県内（富山市除く）市町村担当課に文書で通知し、注意喚起した。また、事故報告等は速やかに行うよう周知している。</p>

個別意見	<p>・保育所の運営主体の変更や新たな形態の施設が検査対象に追加されたことなどにより、検査等に必要な事務量が増大しているため、専門知識のある人材の支援を受けるなど、検査にあたる人員体制の強化を検討されたい。</p>
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

整理番号：10

検査・監査名		認可外保育施設立入調査
検査の概要	根拠法令等	児童福祉法第59条
	目的及び内容	児童の安全確保と認可外保育施設の指導監督の強化のため、認可外保育施設に立入り、施設の構造・設備及び運営について調査し、必要と認める事項について質問及び報告を求めることにより、関係法令及びこれに基づく通知に対する適合状況を把握し、是正措置を講ずる必要があるものに対してはこれを改善するよう指導する。
	対象	認可外保育施設
	対象数	56施設 (内訳：届出対象施設 4施設、届出対象外施設 52施設)
	実施数	22施設 (内訳：届出対象施設 4施設、届出対象外施設 18施設)
	法令・要綱に基づく実施頻度	届出対象施設は年に1回 届出対象外施設は3年に1回
	所管課	厚生部児童青年家庭課
検査等の状況	実施体制	1 体制及び人数 児童青年家庭課子育て支援班職員8名 2 実施内容 1施設当たり、職員2名が1～2時間で実施 3 実施職員に対する研修 研修は行っていないが、初任者へはあらかじめ指導監督基準や評価基準を渡したうえで説明を行っている。
	計画	1 実施要綱等の制定 県要領（非公表）を制定している。 2 実施計画の作成 毎年度、実施計画（非公表）を定めている。 3 計画に対する実施状況 計画数：22施設 実施数：22施設 4 実施時期 届出対象施設は年に1回、届出対象外施設は3年に1回
	基準及び手法	1 指摘基準等の設定 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（雇児発第0121002号、平成17年1月21日）別表評価基準による。 2 手法 調査期日を通告し、あらかじめ施設から徴した運営状況報告に基づき、施設の運営状況・入所児童の処遇について調査を行う。

	<p>3 関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該施設の所在市町村の職員（保育士等）に調査同行を求めている。 ・当該施設の所在市町村に、調査結果を情報提供している。 <p>4 内部検査制度の調査</p> <p>行っていない。</p> <p>5 検査方法の見直し</p> <p>行っていない。</p>
結 果	<p>1 報告・復命</p> <p>全調査終了後（時期が大きく離れる場合は、複数回に分ける）、課長まで復命書を回議している。</p> <p>2 実施結果通知方法</p> <p>調査対象施設設置者及び当該施設のある市町村の担当課長あてに、文書より通知している。</p> <p>3 結果の公表</p> <p>届出対象施設についてのみ、立入年月日と証明書交付状況を県ホームページに公表している。</p> <p>4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法</p> <p>文書通知後概ね1か月以内に、文書や写真により改善状況を報告させ、その書面により確認している。</p> <p>5 指摘事項等の状況</p> <p>1件の指導を行っている。</p> <p>6 検査状況の総括・分析等</p> <p>調査結果等について、国へ報告している。</p> <p>7 検査結果の同業事業者への情報提供</p> <p>行っていない。</p>
不適正事案への対応	なし

個別意見	特になし
------	------

整理番号：11

検査・監査名		指定障害福祉サービス事業者等指導監査
検査の概要	根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第11条第2項及び第48条
	目的及び内容	(指導) 自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底を図ることを目的とし、事業者等を一定の場所に集めての講習による集団指導(年1回)及び事業所に立ち入り関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行う実地指導(3年に1回)を行う。 (監査) 指定基準違反等が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを目的とし、事業者等に関係書類の提出を命じ、出頭を求め、又は事業所へ立ち入り設備や関係書類の検査を行う。
	対 象	障害福祉サービス事業者等
	対 象 数	指定障害福祉サービス事業所延べ 356箇所、指定一般相談支援事業所12箇所 延べ 368箇所
	実 施 数	49箇所
	法令・要綱に基づく実施頻度	指導：3年に1回 監査：これまで実績なし
	所 管 課	厚生部障害福祉課
検査等の状況	実施体制	1 体制及び人数 障害福祉課管理係、自立支援係、地域生活支援係10名 2 実施内容 1検査当たり職員2～3名が2時間程度で実施している。 3 実施職員に対する研修 特別な研修は実施していないが、検査(指導)前に入念な打合せを実施
	計 画	1 実施要綱等の制定 県障害福祉サービス事業者等指導監査要綱(公表)を作成している。 2 実施計画の作成 作成している。 3 計画に対する実施状況 計画数：48箇所 実施数：49箇所 4 実施時期 3年に1回実施している。
	基準及び手法	1 指摘基準等の設定 厚生労働省が定める「主眼事項及び着眼点」に従い指導を実施している。また

	<p>県障害福祉サービス事業者等指導監査要綱を定めている。</p> <p>2 手法 実地指導実施の1週間前までに、事業所の設備、職員体制、利用者の支援状況等を記載した調書を徴求し、チェックリストをもとに質問している。また、重点項目を定め指導の強化を図っている。</p> <p>3 関係機関との連携 市町村と合同で実地指導を実施している。</p> <p>4 内部検査制度の調査 実施していない。</p> <p>5 検査方法の見直し 実施していない。ただし、法の改正に対応した見直しは随時実施する。</p>
結 果	<p>1 報告・復命 障害福祉課において、実地指導後速やかに復命書を作成している。</p> <p>2 実施結果通知方法 復命終了後速やかに文書を送付している（概ね1週間程度後）。</p> <p>3 結果の公表 していない。ただし、必要に応じて個別指導及び集団指導の場を通じてフィードバックしている。</p> <p>4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 指導結果通知から概ね1か月以内に指摘事項に対する改善状況を書面により提出させ、その書面により確認している。</p> <p>5 指摘事項等の状況 指導件数74件</p> <p>6 検査状況の総括・分析等 年度末に開催する集団指導に向けて、指摘事項等を整理している。</p> <p>7 検査結果の同業事業者への情報提供 実地指導において指摘の多かった事項について、集団指導を実施している。</p>
不適正事案への対応	事業所からの申出に基づき、実地指導を行った。

個別意見

・制度変更からの歴史が浅く、ノウハウの蓄積が不十分なため、担当者の負担感が強くなっていると見られるので、共通的な着眼点を整理するなどして、事務負担の軽減を図れないか検討されたい。

整理番号：12

検査・監査名		医療法第 2 5 条第 1 項に基づく立入検査
検査 の 概 要	根 拠 法 令 等	医療法第 2 5 条第 1 項
	目的及び内容	病院が医療法及び関係法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査することにより、病院を科学的で、かつ、適正な医療を行うにふさわしいものにするを目的とし、医療監視員が各施設に赴き、検査基準のうち、被検査施設が該当する検査項目について検査する。
	対 象	病院並びに有床診療所及び人工透析を行っている診療所
	対 象 数	1 6 4 施設
	実 施 数	1 2 5 施設
	法令・要綱に基づく実施頻度	病院：年 1 回、有床診療所等：3 年に 1 回
	所 管 課	厚生部医務課
検査 等 の 状 況	実 施 体 制	1 体制及び人数 各厚生センターにおいて 6 ～ 1 3 人体制で実施 2 実施内容 医師、薬剤師、保健師等が分担して、1 施設当たり 1 ～ 2 時間で実施 3 実施職員に対する研修 厚生センターの班長以上全員が出席する所内会議において、当該年度の立入検査の要点について情報を共有。看護部門については、医務課主催の研修会を隔年で開催している。
	計 画	1 実施要綱等の制定 国要綱（公表）に基づき、県要綱（非公表）を定めている。 2 実施計画の作成 各厚生センターにおいて、対象施設、立入日時及び担当職員を定める実施計画を作成している。 3 計画に対する実施状況 計画数：1 2 5 施設 実施数：1 2 5 施設 4 実施時期 病院：1 年に 1 回、有床診療所等：3 年に 1 回
	基 準 及 び 手 法	1 指摘基準等の設定 立入検査チェックリストを作成している。 2 手法 あらかじめ日程調整のうえ施設に立ち入り、厚生センター職員が担当部門ごとにチェックリストに基づいて指導基準への適合状況を検査し、検査結果は、当日

	<p>講評し、所長から施設管理者に伝達する。また、改善を求める事項がある場合は、後日あらためて文書で通知する。</p> <p>3 関係機関との連携 特になし</p> <p>4 内部検査制度の調査 チェック項目として、医療に係る安全管理の指針、医療に係る安全管理のための職員研修、医療事故等の発生報告等について確認している。</p> <p>5 検査方法の見直し 国の要綱の内容とチェックリストの項目を照合し、チェック項目の見直しを行っている。</p>
結 果	<p>1 報告・復命 相手方への通知文等と併せて所長まで供覧している。</p> <p>2 実施結果通知方法 講習時等に口頭で伝達し、後日、あらためて文書を送付している。</p> <p>3 結果の公表 なし</p> <p>4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 書面</p> <p>5 指摘事項等の状況 文書指導 1 件</p> <p>6 検査状況の総括・分析等 各厚生センターにおける指摘事項は、医務課において集約している。</p> <p>7 検査結果の同業事業者への情報提供 なし</p>
不適正事案への対応	情報提供に基づき、事実確認のための立入検査や、診療所と紛らわしい名称の店舗の現地確認などの対応をしている。
個別意見	特になし

整理番号 : 13

検査・監査名	薬局、医薬品販売業者又は高度管理医療機器若しくは管理医療機器の販売業者若しくは貸与業者への立入調査	
検査の概要	根拠法令等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条
	目的及び内容	医薬品、医療機器等に係る保健衛生上の危害の発生及び拡散を防止するため、医薬品等販売業者等における許可の基準、開設者の遵守事項、管理者の義務、医薬品の取扱い、医薬品の販売状況等について状況を確認し指導する。
	対象	薬局（富山市以外）、医薬品販売業者（店舗販売業については富山市以外）、医療機器等販売業者等
	対象数	4, 194施設
	実施数	940施設
	法令・要綱に基づく実施頻度	薬局、医薬品販売業者（配置販売業者を除く）については3年に1回、配置販売業者、医療機器等販売業者等については全数の10%程度
	所管課	厚生部くすり政策課
検査等の状況	実施体制	<p>1 体制及び人数</p> <p>富山市に所在する医薬品販売事業者、医療機器販売業等についてはくすり政策課企画・薬事係の職員3名、富山市以外に所在する薬局、医薬品販売業者、医療機器等販売業者等については各厚生センターの職員2名～3名で実施している。</p> <p>2 実施内容</p> <p>1施設当たり、職員2名が1～2時間で実施している。</p> <p>3 実施職員に対する研修</p> <p>内部研修として、薬事及び毒物劇物担当者会議（年2回）を開催している。</p>
	計画	<p>1 実施要綱等の制定</p> <p>県薬事監視指導要領（非公表）を定めている。</p> <p>2 実施計画の作成</p> <p>毎年度、実施機関及び個別の実施箇所を決めた実施計画を作成している。</p> <p>3 計画に対する実施状況</p> <p>計画数： 63施設（年度中に許可更新のある業者数を計画数としている。）</p> <p>実施数： 940施設</p> <p>4 実施時期</p> <p>薬局、医薬品販売業については3年に1回</p>
	基準及び手法	<p>1 指摘基準等の設定</p> <p>県薬事監視指導要領などにより定めている。</p> <p>2 手法</p> <p>通常は通告のうえ管理者の立会のもとに実施しているが、違反行為の確認など必要に応じて無通告の場合もある。</p>

		<p>3 関係機関との連携 くすり政策課、厚生センター、富山市保健所の薬事監視員の間で監視指導結果等について協議している。</p> <p>4 内部検査制度の調査 医薬品販売業者が行う自主点検の実施状況を確認している。</p> <p>5 検査方法の見直し 関係法令等の改正に伴い監視項目等に変更があった場合、富山県薬事監視指導要領を改正している。</p>
結 果		<p>1 報告・復命 監査結果報告書によりくすり政策課長に報告している。</p> <p>2 実施結果通知方法 違反の状況に応じ、その場で口頭指導を行うほか、薬事関係改善報告指示書を送付している。</p> <p>3 結果の公表 例年3月に開催される県薬事審議会で実施件数や結果の概要を報告している。</p> <p>4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 必要に応じ、文書（簡易報告書、報告書）で改善状況の報告を受け、実地又は書面で確認している。</p> <p>5 指摘事項等の状況 指導件数 166件（うち措置状況の報告を要するものが9件）</p> <p>6 検査状況の総括・分析等 毎年度立入検査状況をとりまとめ厚生労働省へ報告しており、その過程で事例の分析等を行っている。</p> <p>7 検査結果の同業事業者への情報提供 関係団体への通知、講習会での周知などを行っている。</p>
不適正事案への対応		なし

個別意見	特になし
------	------

整理番号：14

検査・監査名		食品営業施設に対する臨検検査
検査の概要	根拠法令等	食品衛生法第28条第1項
	目的及び内容	食品の安全性の確保及び飲食による危害の発生防止のため、施設設備や取扱状況等についての確認を行う。また、必要に応じて、食品、添加物、器具又は容器包装を無償で収去する。
	対象	食品等営業者
	対象数	16,600施設
	実施数	28,930施設
	法令・要綱に基づく実施頻度	業種により、2年に1回～1年に3回
	所管課	厚生部生活衛生課
検査等の状況	実施体制	<p>1 体制及び人数 各厚生センター（本所・支所）衛生課</p> <p>2 実施内容 食品衛生監視員2名が1～2時間程度で業種に応じたチェック項目について確認を行っている。</p> <p>3 実施職員に対する研修 内部研修として生活衛生課主催の研修会が毎年開催されており、外部研修として全国や東海北陸ブロックの研修会等にも参加している。</p>
	計画	<p>1 実施要綱等の制定 食品衛生必携（非公表）を作成している。</p> <p>2 実施計画の作成 毎年度食品衛生監視指導計画を策定している。</p> <p>3 計画に対する実施状況 計画数：16,600施設 実施数：28,930施設</p> <p>4 実施時期 食品衛生監視指導計画において、施設の種別、規模、業種等の区分により、年3回から2年に1回行うこととしている。また、夏季と年末には、一斉取締りを行っている。</p>
	基準及び手法	<p>1 指摘基準等の設定 食品衛生監視指導計画において、違反の状況により、口頭又は書面で改善指導等を行うこととしている。</p>

	<p>2 手法 夏季及び年末の一斉取締りの際は無通告で、これら以外の場合はあらかじめ営業者と日程調整のうえ実施。大規模調理施設等を対象とした重点監視も毎年度実施している。</p> <p>3 関係機関との連携 表彰の候補となる優良施設に対しては、本庁と合同で立入りをを行っている。</p> <p>4 内部検査制度の調査 実地調査時に従業員の健康状態等の記録を確認している。</p> <p>5 検査方法の見直し 食品衛生指導監視計画については、前年度の実施結果等を勘案し、毎年度見直しを行っている。</p>
結 果	<p>1 報告・復命 監視結果は、食品衛生システムに反映させ関係職員が情報を共有している。また、重点監視を行った場合は、監視指導票を作成し、回覧に供している。</p> <p>2 実施結果通知方法 原則として、立入りの際に口頭で伝達しているが、相手方から求められた場合や重点監視を行った場合は、書面を交付している。</p> <p>3 結果の公表 毎年度、監視指導の実施回数や違反数などを県のホームページで公表</p> <p>4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 必要に応じて、口頭、書面又は実地において確認している。</p> <p>5 指摘事項等の状況 食中毒発生施設に対する指導、措置状況の確認及び処分を行っている。</p> <p>6 検査状況の総括・分析等 前年度の食品衛生監視指導計画の実施結果を公表している。</p> <p>7 検査結果の同業事業者への情報提供 立入時や食品衛生責任者講習等において、繰り返し注意喚起を行っている。</p>
不適正事案への対応	消費者からの苦情をもとに、事業者からの聞き取り調査を行い、改善措置の報告を求めるなどの対応をとっている。

個別意見	特になし
------	------

整理番号：15

検査・監査名		動物取扱業者に対する検査
検査の概要	根拠法令等	動物の愛護及び管理に関する法律第24条第1項
	目的及び内容	動物取扱業者に対し、動物の適正な取扱い及び飼養・保管を確保するため、事業所等に立ち入り、飼養施設の状況、動物の管理方法を確認する。
	対象	動物取扱業者
	対象数	127施設
	実施数	154施設
	法令・要綱に基づく実施頻度	法令等に頻度の定めはない。
	所管課	厚生部生活衛生課
検査等の状況	実施体制	1 体制及び人数 各厚生センター（本所・支所）衛生課 2 実施内容 動物愛護管理員1～2名が1時間程度で実施している。 3 実施職員に対する研修 外部研修として環境省が実施する動物愛護管理研修に参加している。
	計画	1 実施要綱等の制定 動物取扱業者に対する登録基準及び遵守すべき基準の適合状況等の確認が目的のため特に要綱等は制定していない。 2 実施計画の作成 動物取扱業登録台帳の調査記録を参考に立入り実施先を決めているが、検査数の目標値等は設定されていない。 3 計画に対する実施状況 計画数：未定 実施数：154施設 4 実施時期 全対象施設を2年に1回の頻度で立入検査を実施
	基準及び手法	1 指摘基準等の設定 動物の愛護及び管理に関する法律、動物の愛護及び管理に関する法律施行令、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則及び第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理方法等の細目（公表）を基準としている。 2 手法 事前各施設責任者と日程の調整をしたうえで実地検査を行っている。不適事項があれば口頭で指導し、再度立入検査を実施し改善されたことを確認する。

		<p>3 関係機関との連携 行っていない。</p> <p>4 内部検査制度の調査 行っていない。</p> <p>5 検査方法の見直し 行っていない。</p>
結 果		<p>1 報告・復命 動物取扱業登録台帳の調査票に指導事項等を記録している。</p> <p>2 実施結果通知方法 監視時こそその場で口頭指導を行っている。</p> <p>3 結果の公表 行っていない。</p> <p>4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 これまで、不適正事案が発生していないため行っていない。</p> <p>5 指摘事項等の状況 これまで、不適正事案が発生していないため行っていない。</p> <p>6 検査状況の総括・分析等 行っていない。</p> <p>7 検査結果の同業事業者への情報提供 行っていない。</p>
不適正事案への 対応		なし

個 別 意 見	<ul style="list-style-type: none"> ・実施要綱等を制定する必要があるか今一度検討されたい。 ・問題がなかった場合でも、所属内で検査結果に係る情報が共有できるよう方策を検討されたい。
------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

整理番号：16

検査・監査名		旅館等への立入検査
検査の概要	根拠法令等	旅館業法第7条第1項
	目的及び内容	旅館等が衛生基準に従って営業しているか、構造設備や衛生上の措置等について、法に定める基準を満たしているかを確認する。
	対象	旅館業施設
	対象数	420施設
	実施数	433件
	法令・要綱に基づく実施頻度	法令等に頻度の規定はない。
所管課		厚生部生活衛生課
検査等の状況	実施体制	<p>1 体制及び人数 各厚生センター（本所・支所）衛生課</p> <p>2 実施内容 1 施設につき職員2名で、30分から2時間程度で実施している。</p> <p>3 実施職員に対する研修 内部研修として、環境衛生監視員研修会及び環境衛生監視員事例検討会に参加 外部研修としては、東海北陸ブロック環境衛生監視員研修会に参加</p>
	計画	<p>1 実施要綱等の制定 生活衛生営業関係事務処理の手引き（非公表）を作成している。</p> <p>2 実施計画の作成 生活衛生課にて以下のとおり目標値を設定 ・レジオネラ症発生リスクが高いと考えられる施設は1年に1回 ・その他施設は1～2年に1回</p> <p>3 計画に対する実施状況 計画数：－ 実施数：433件</p> <p>4 実施時期 1 施設につき1～2年に1回</p>
	基準及び手法	<p>1 指摘基準等の設定 旅館業法、旅館業法施行例、旅館業法施行規則、富山県旅館業法施行条例、富山県旅館業法施行規則に基づいている。</p> <p>2 手法 営業者からの聞き取りを行い、帳簿類を確認した後、施設内の確認を行う。 また、レジオネラ症発生リスクが高いと考えられる施設については、浴槽水等</p>

	<p>の汚染度を測定している。</p> <p>3 関係機関との連携 行っていない。</p> <p>4 内部検査制度の調査 立入の際に、施設の自主検査の実施状況等の日々の衛生管理の記録を調査している。</p> <p>5 検査方法の見直し レジオネラ症発生防止の観点から、結果を踏まえて、優先的に立入すべき施設の見直しを実施している。</p>
結 果	<p>1 報告・復命 検査後、遅滞なく監視指導票等により報告・復命している。</p> <p>2 実施結果通知方法 口頭で行っている。</p> <p>3 結果の公表 行っていない。</p> <p>4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 施設の状況等を考慮し、1週間から1箇月程度の期限を設定して、外部細菌検査機関の検査成績書や管理記録の提出を求め、実地・書面・口頭で確認している。</p> <p>5 指摘事項等の状況 指導件数：30件</p> <p>6 検査状況の総括・分析等 レジオネラ症防止対策の強化を図るため、各厚生センター・支所での実施状況を生活衛生課で取りまとめ・分析のうえ、次年度に反映している。</p> <p>7 検査結果の同業事業者への情報提供 行っていない。</p>
不適正事案への対応	なし

個別意見

・具体的な実施計画を作成することにより、検査をより確実かつ効率的に実施できないか検討された
い。

整理番号：17

検査・監査名		特定計量器の立入検査
検査の概要	根拠法令等	計量法第148条第1項
	目的及び内容	適正な計量器が使用されているかについて確認を行うために、燃料油メーター、ガスメーター、水道メーター、電気子メーター、タクシーメーター等の特定計量器取扱事業所への立入検査を行う。
	対象	燃料油メーター・液化石油ガスメーター、タクシーメーター、ガスメーター、水道メーター、電気計器等特定計量器を管理している団体等
	対象数	約700事業所
	実施数	63事業所
	法令・要綱に基づく実施頻度	実施頻度は特定計量器によって異なる。
所管課		商工労働部商工企画課
検査等の状況	実施体制	1 体制及び人数 計量検定所 4名 2 実施内容 1 団体当たり2名体制で30分から2時間程度で実施 3 実施職員に対する研修 外部研修として、国立研究開発法人産業技術総合研究所が実施する一般研修(3ヶ月)で立入検査に関する研修を受講している。
	計画	1 実施要綱等の制定 県要綱を制定している。(非公表) ただし、要綱を定めていない事項について、計量法関係ガイドラインによる。 2 実施計画の作成 立入検査実績、検定実施状況、実施区域を考慮し、実施計画を作成している。 3 計画に対する実施状況 計画数：63事業所 実施数：63事業所 4 実施時期 実施頻度は特定計量器によって異なる。
	基準及び手法	1 指摘基準等の設定 計量法関係立入検査実施要綱(非公表) 2 手法 あらかじめ通知のうえ(通知しなくても実効性が確保できる場合は無通告で)、対象施設に立ち入り、特定計量器の証明の有無や有効期限等を重点に検査を行っている。

		<p>3 関係機関等の連携 経済産業省、富山市、高岡市、県計量協会と情報を共有している。</p> <p>4 内部検査制度の調査 取替える必要のある特定計量器の把握方法の聞き取りや、台帳の整備状態の確認を行っている。</p> <p>5 検査方法の見直し 立入検査書（様式）の見直し</p>
結 果		<p>1 報告・復命 検査終了後、検査復命書を作成し、回覧している。</p> <p>2 実施結果通知方法 口頭で行っている。</p> <p>3 結果の公表 毎年、6月頃にホームページで公表している。</p> <p>4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 改善計画書、改善報告書等を提出してもらい書面で確認している。</p> <p>5 指摘事項等の状況 指導件数 5件</p> <p>6 検査状況の総括・分析等 毎年、計量業務概要でまとめている。</p> <p>7 検査結果の同業事業者への情報提供 関係機関に注意喚起のための文書を送付している。</p>
不適正事案への対応		平成26年度においては不適正事案の発生はなかったが、発生した場合は、必要に応じて立入検査を実施する。

個別意見	特になし
------	------

整理番号：18

検査・監査名		貸金業立入検査
検査の概要	根拠法令等	貸金業法第24条の6の10第3項
	目的及び内容	改正貸金業法の趣旨及び内容を伝え、対応を求めるとともに、改正法の理解度等を把握し必要に応じて助言することで、コンプライアンス意識の向上を促進する。
	対象	貸金業者
	対象数	13事業者
	実施数	0事業者
	法令・要綱に基づく実施頻度	法令等に頻度の規定はない。
所管課		商工労働部経営支援課
検査等の状況	実施体制	1 体制及び人数 経営支援課 2～3名体制 2 実施内容 1業者当たり、経営支援課職員2～3名が1時間～1時間半で実施 3 実施職員に対する研修 外部研修として金融庁主催の金融会社監督実務研修に参加している。
	計画	1 実施要綱等の制定 引継ぎより十分な資料が提供されており、慣例による検査で特段の支障がないため、要綱等は制定していない。 2 実施計画の作成 年度当初に実施計画を作成している。 3 計画に対する実施状況 3年に1度の頻度で実施しているが、対象事業者の廃業等のため、平成26年度は実績なし（3年に1回は実施しない年となる）。 計画数：0事業者 実施数：0事業者 4 実施時期 3年に1回
	基準及び手法	1 指摘基準等の設定 貸金業法、貸金業施行規則、出資の受入れ、預り金及び金利等の取り締まりに関する法律、個人情報の保護に関する法律、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインに沿って判断する。 2 手法 事前に検査通知し、貸金業主任者に対し業務、苦情等についてヒアリングを行

	<p>い、その後貸付関係書面と帳簿を提示させ、内容を検査する。</p> <p>3 関係機関との連携 行っていない。</p> <p>4 内部検査制度の調査 富山県貸金業の監督等に関する事務ガイドラインに基づき、業務報告書に当該年度「自己検証リスト」を添付させることとしている。</p> <p>5 検査方法の見直し 行っていない。</p>
結 果	<p>1 報告・復命 貸金業者検査報告書を作成し、課長まで回覧している。</p> <p>2 実施結果通知方法 検査実施から1週間程度後に文書で通知している。軽微な事項については、口頭で指導している。</p> <p>3 結果の公表 行っていない。</p> <p>4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 業務改善報告徴収</p> <p>5 指摘事項等の状況 平成26年度は実績なし</p> <p>6 検査状況の総括・分析等 行っていない。</p> <p>7 検査結果の同業事業者への情報提供 行っていない。</p>
不適正事案への対応	なし

個 別 意 見	<ul style="list-style-type: none"> ・実施要綱等の制定の必要がないか今一度検討されたい。 ・法令等の様式で写真を貼付することとされているが、写真のない検査員証を交付していたので、写真を貼付した検査員証とするよう改められたい。
------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

整理番号：19

検査・監査名		JAS法による立入検査
検査の概要	根拠法令等	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第20条第3項（法改正により平成27年4月からは食品表示法第8条第2項）
	目的及び内容	販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するため、法令違反の疑いのある食品関連事業者等の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所、倉庫等に立ち入り、検査を行う。
	対象	食品関連事業者等
	対象数	不詳
	実施数	0
	法令・要綱に基づく実施頻度	法令に実施頻度の規定はない。
	所管課	農林水産部農産食品課
検査等の状況	実施体制	1 体制及び人数 農産食品課食品安全係4人 2 実施内容 人数及び実施時間は、個別の事案ごとに異なる。 3 実施職員に対する研修 消費者庁主催の食品表示関係法令の研修会に参加
	計画	1 実施要綱等の制定 立入検査マニュアル（非公表）を策定している。 2 実施計画の作成 計画は作成していない。 3 計画に対する実施状況 計画数：計画なし 実施数：実施なし 4 実施時期 被疑事案が発生した場合に実施
	基準及び手法	1 指摘基準等の設定 指摘基準は作成していない。 2 手法 原則無通告で行う。 3 関係機関との連携 必要に応じ食品衛生担当部局、消費者行政担当部局等に情報提供し、情報の共有を図っている。

	<p>4 内部検査制度の調査 内部検査制度の調査は行っていない。</p> <p>5 検査方法の見直し 立入検査マニュアルを法改正に対応したものとする必要がある。</p>
結 果	<p>1 報告・復命 立入検査報告書を農産食品課長に復命</p> <p>2 実施結果通知方法 表示違反の事実が確認された場合、文書で通知</p> <p>3 結果の公表 表示違反の事実が確認された場合、必要に応じて、事業者名、違反事実等を公表</p> <p>4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 書面及び実地で確認</p> <p>5 指摘事項等の状況 平成 24 年度以降、立入検査は行っていない。</p> <p>6 検査状況の総括・分析等 立入検査を行った場合は、結果を分析し、担当課で検討</p> <p>7 検査結果の同業事業者への情報提供 表示違反が確認された際は、注意喚起のための文書を送付</p>
不適正事案への対応	平成 23 年に、情報提供及び調査依頼に基づき、立入検査を実施した。

個別意見	<ul style="list-style-type: none"> ・要領の記載を現行の食品表示法の規定に則したものとするよう見直しを行われたい。 ・違反事案が発生した場合に迅速かつ的確に対応できるよう、日頃から検討及び準備に努められたい。
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

整理番号：20

検査・監査名		農業協同組合の常例検査
検査の概要	根拠法令等	農業協同組合法第94条第4項
	目的及び内容	業務及び会計の状況を的確に把握することにより、組合等の正常な事業運営を促進し、農業の健全な発達に資するため、組合等の事務所、事業場その他組合等の業務に直接又は間接に関係のある場所において、実地検査を行う。
	対象	農業協同組合
	対象数	17組合（H28. 2. 1現在では16組合）
	実施数	8組合
	法令・要綱に基づく実施頻度	常例検査（毎年1回を常例として検査）
所管課		農林水産部農業経営課
検査等の状況	実施体制	<p>1 体制及び人数 農業経営課8名（うち2名は主に指導担当）と公認会計士（財務決算の検査）と検査室1名</p> <p>2 実施内容 1組合当たり、職員8～9名が8日～14日間（38時間～74時間）で実施している。</p> <p>3 実施職員に対する研修 内部研修として、初任者研修を実施している。 外部研修として、資産査定、金融商品・会計、貸出法務などについて、農林水産省や農林中央金庫が実施する研修を受講している。</p>
	計画	<p>1 実施要綱等の制定 県農林水産業協同組合等検査規程（公表）を定めている。</p> <p>2 実施計画の作成 毎年度個別の実施個所を決めた計画を作成している。</p> <p>3 計画に対する実施状況 計画数：8組合 実施数：8組合</p> <p>4 実施時期 概ね2年に1回の頻度で17組合を検査している。</p>
	基準及び手法	<p>1 指摘基準等の設定 定めなし。個別の検査ごとに非違事項の内容を見て判断している。</p> <p>2 手法 検査初日は担当職員が無通告で組合本所を訪れ、文書交付のうえ検査実施を通告し、その場で2日以降の日程等も通知する。</p>

	<p>3 関係機関との連携 農林水産省や金融庁（北陸財務局）と合同で検査（要請検査）を実施することがある。</p> <p>4 内部検査制度の調査 監事・監査課職員等の体制・活動状況や内部監査結果を、聞き取り及び監査報告書等で確認しているほか、農協による自主検査について、その内容とその検証が適切に行われているか確認している。</p> <p>5 検査方法の見直し 随時チェックリストの見直しを行っている。</p>
結 果	<p>1 報告・復命 検査結果とりまとめ後に検査書を作成し、部長まで回議している。</p> <p>2 実施結果通知方法 検査結果の講評後1か月程度までに文書で組合長あて通知している。</p> <p>3 結果の公表 次年度の4月頃、農業協同組合等検査年報として県のホームページに掲載している。</p> <p>4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 農協から主要な指摘事項への改善策等を取りまとめた報告書を提出してもらい、農協へのヒアリングを通じその内容を確認する。</p> <p>5 指摘事項等の状況 8件（8組合分）の文書通知を行っている。</p> <p>6 検査状況の総括・分析等 個別の農協ごとに検査担当者で打合せを行い、分析等をしている。</p> <p>7 検査結果の同業事業者への情報提供 県農協中央会など関係機関が開催する会議等の場で周知している。</p>
不適正事案への対応	<p>職員の不正行為を受け、その後の常例検査のテーマとして重点的に検査している。</p>

個別意見	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の規模や状況から監督上の必要性が高いと認められる団体については、検査回数の拡充を検討されたい。 ・子会社を設立するなど多岐にわたり事業を実施していることから、不祥事の防止体制や子会社の管理体制等の経営管理体制を重点的に検査することなど検査方法についても検討されたい。
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

整理番号：21

検査・監査名		農薬立入検査
検査の概要	根拠法令等	農薬取締法第13条第3項
	目的及び内容	農薬の適正な販売・使用の徹底を図り、安全・安心な農産物の生産や環境の保全等に寄与するため、販売店及びゴルフ場へ立入り、帳簿の記載、陳列状況、保管状況等の検査を実施する。
	対象	農薬販売店、ゴルフ場
	対象数	農薬販売店 568店、ゴルフ場 16箇所
	実施数	200店（農薬販売店 200店、ゴルフ場 0箇所）
	法令・要綱に基づく実施頻度	農薬販売者に対しては、原則3年に1回実施
	所管課	農林水産部農業技術課
検査等の状況	実施体制	<p>1 体制及び人数 農業技術課、農産食品課、農林水産総合技術センター農業研究所病理昆虫課の職員で、農薬取締職員として委嘱を受けた者27名のうち5名</p> <p>2 実施内容 1検査当たり2名、30分程度で実施している。</p> <p>3 実施職員に対する研修 検査実施手順マニュアルに基づき実施するため、職員研修は行っていない。</p>
	計画	<p>1 実施要綱等の制定 富山県農薬立入検査実施要領（内規）を制定している。</p> <p>2 実施計画の作成 年度初めに農業技術課で調査(案)を作成し、関係機関と協議のうえ、個別の実施箇所を決める。</p> <p>3 計画に対する実施状況 計画数：202箇所 実施数：200箇所</p> <p>4 実施時期 農薬販売者は3年に1回、ゴルフ場は3年に1回まとめて実施している。</p>
	基準及び手法	<p>1 指摘基準等の設定 農薬取締法、富山県農薬立入検査実施要領で設定</p> <p>2 手法 販売店は無通告検査を、ゴルフ場は通知文を發出し実施している。 「農薬販売者指導取締検査野帳及び農薬在庫数量確認野帳」に記帳するとともに、チラシを用いるなど関係法令の遵守や届出の徹底等を指導する。</p>

		<p>3 関係機関との連携 全農、農協、農薬卸商組合、市町村、くすり政策課、環境保全課等と情報共有を図っている。</p> <p>4 内部検査制度の調査 行っていない。</p> <p>5 検査方法の見直し 行っていない。</p>
結 果		<p>1 報告・復命 帰庁後、農業技術課で取りまとめ報告書を作成し、「検査野帳」を添付し課内回覧する。</p> <p>2 実施結果通知方法 検査実施後即日、調査違反行為が発見された対象者に、口頭あるいは文書で検査結果を通知している。</p> <p>3 結果の公表 行っていない。 改善等を要する結果については、富山県農薬管理指導士研修会で周知を図る。</p> <p>4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 文書通知した販売店から、改善後、文書により改善の具体的内容の報告を受け、実地や書面、口頭により確認している。 口頭によるものは、3年後に再度立入りし確認する。</p> <p>5 指摘事項等の状況 改善通知等の指導件数：13件</p> <p>6 検査状況の総括・分析等 農薬の不適切な販売の割合を農林水産省へ報告</p> <p>7 検査結果の同業事業者への情報提供 不正な事例が多い項目については、農薬管理指導士研修会等で取り上げ、他の販売店に注意喚起している。</p>
不適正事案への対応		国や全農等関係機関と連携し、対象店舗への指導を実施する。
個別意見		<p>・指導事項のあった団体に限って翌年度も検査するなど、次回の検査までの期間を短縮できないか検討されたい。</p>

整理番号：22

検査・監査名	肥料取締法による立入検査	
検査の概要	根拠法令等	肥料取締法第30条
	目的及び内容	肥料の適正な生産及び販売の徹底を図り、肥料の安全な施用を確保するため、肥料生産事業所及び販売店に立入り、事業所が適法であるか、肥料が正しく生産・販売されているか、書類に問題がないか等を検査する。
	対象	肥料の生産者、肥料販売業者
	対象数	540事業者(普通肥料の生産者30、特殊肥料の生産者100、肥料販売業者410)
	実施数	27事業者(普通肥料の生産者2、特殊肥料の生産者 8、肥料販売業者 17)
	法令・要綱に基づく実施頻度	普通肥料生産者、肥料販売業者：5年に1回 特殊肥料生産者：10年に1回
	所管課	農林水産部農業技術課
検査等の状況	実施体制	1 体制及び人数 農業技術課：5名、農産食品課：2名 農林水産総合技術センター農業研究所：3名 2 実施内容 1検査当たり2～5名、30分～1時間程度で実施している。 3 実施職員に対する研修 北陸農政局が実施する肥料北陸ブロック会議（1日）に2名出席
	計画	1 実施要綱等の制定 富山県肥料立入検査実施内規（非公表）を制定している。 2 実施計画の作成 実施年度の5～6月に、前年の生産量や過去の指摘業者等を農林水産総合技術センター農業研究所土壌・環境保全課と協議し、個別の実施箇所や重点事項を決める。 3 計画に対する実施状況 計画数：15箇所 実施数：27箇所 4 実施時期 普通肥料生産業者と肥料販売業者は5年に1回 特殊肥料生産業者は10年に1回
	基準及び手法	1 指摘基準等の設定 肥料取締法、富山県肥料立入検査実施内規 2 手法 肥料生産業者には1か月前と前日に通告、肥料販売業者には無通告で実施

	<p>事業所に立入り書類検査（登録・届出、帳簿等）、生産環境検査、重量検査を実施後「肥料検査記録書」を作成する。重量検査を行った銘柄の中から肥料や原料を収去のうえ成分検査を実施する。</p> <p>3 関係機関との連携 全農や J A、市町村、農林振興センターと、法令改正や表示の変更等についての情報を共有している。</p> <p>4 内部検査制度の調査 していない。</p> <p>5 検査方法の見直し 法令等の改正や国等からの情報に応じて見直しを実施している。</p>
結 果	<p>1 報告・復命 可及的速やかに「肥料検査記録書」を作成するとともに、「肥料検査結果の講習通知書」でもって農業技術課長に報告のうえ、被検査者に送付し、県HPに掲載する。</p> <p>2 実施結果通知方法 「肥料検査結果の講習通知書」を被検査者に送付する。 肥料の収去を行わない場合は、軽微な不備については口頭で伝える。</p> <p>3 結果の公表 肥料の分析検査の結果の概要を県ホームページに掲載する。</p> <p>4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 改善後、口頭及び文書で、改善内容が報告され、書面及び口頭で確認する。</p> <p>5 指摘事項等の状況 改善通知等の指導件数：6件</p> <p>6 検査状況の総括・分析等 肥料生産及び販売業者数や立入検査状況等を取りまとめ、毎年国に報告している。</p> <p>7 検査結果の同業事業者への情報提供 関係団体に通知文を送付している。</p>
不適正事案への対応	なし

個別意見	特になし
------	------

整理番号：23

検査・監査名		土地改良区検査
検査の概要	根拠法令等	土地改良法第132条第1項、第2項
	目的及び内容	土地改良区に法令、法令等に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画を遵守させ、もってその健全かつ適正な運営を確保し、あわせて土地改良事業の効率的かつ円滑な施行に資する。
	対象	土地改良区、土地改良区連合、県土地改良事業団体連合会
	対象数	土地改良区等 82団体（土地改良区78、土地改良区連合3、県土地改良事業団体連合会1）
	実施数	23団体
	法令・要綱に基づく実施頻度	3年に1回
所管課		農林水産部農村整備課
検査等の状況	実施体制	1 体制及び人数 農村整備課（本庁）事務分掌上の担当者3名、各農村振興センター8名（4センター×2名） 2 実施内容 本庁2～3名で3日間 出先2～4名で1～3日 3 実施職員に対する研修 新たに担当する職員が、国主催の検査職員研修に参加
	計画	1 実施要綱等の制定 土地改良区等検査実施要領（非公表）を定めている。 2 実施計画の作成 国、本庁、出先の3者で、検査対象土地改良区等を選定し、本庁が全体計画を策定している。 3 計画に対する実施状況 計画数：23団体 実施数：23団体 4 実施時期 3年に1回
	基準及び手法	1 指摘基準等の設定 設定していない。（検査対象団体の状況により、個別に判断） 2 手法 現物検査は無通告で実施し、引き続き本検査を実施し、日程の最後に検査結果の講評を行い、後日、文書を送付する。 3 関係機関との連携 特になし

	<p>4 内部検査制度の調査 監査の実施状況及び総代会等への監事意見書提出・監査結果報告状況について、 監査書、総代会等議案書、議事録等で確認している。</p> <p>5 検査方法の見直し 特になし</p>
結 果	<p>1 報告・復命 検査最終日に検査復命書を作成し、課長まで回覧</p> <p>2 実施結果通知方法 例年 1 月中旬頃に文書で土地改良区理事長宛に通知（検査書の送付）</p> <p>3 結果の公表 公表していない。</p> <p>4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 例年 4 月末までに、主要指摘事項や是正及び改善を要する事項等について、改善措置方針等報告書により、報告させている。</p> <p>5 指摘事項等の状況 改善通知等指導件数 7 件</p> <p>6 検査状況の総括・分析等 3 月末までに当年度の検査結果を取りまとめ、土地改良区等検査結果定期報告 として農林水産省へ報告している。</p> <p>7 検査結果の同業事業者への情報提供 土地改良区等役職員研修で検査結果を周知するとともに、他都道府県の事例を 紹介している。</p>
不適正事案への対応	なし

個別意見	<ul style="list-style-type: none"> ・検査の実施日から検査書の送付まで、数か月を要しているものがあり、結果通知までの期間を短縮できないか検討されたい。 ・小規模な団体においても、役員等の意識が高まるよう指導内容を工夫されたい。
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

整理番号：24

検査・監査名		森林組合の常例検査
検査の概要	根拠法令等	森林組合法第111条第4項
	目的及び内容	森林組合の経営、会計状況など組合運営全般が各法令等に則り適切に執行されているかを確認、指導する。
	対象	森林組合
	対象数	4組合
	実施数	2組合
	法令・要綱に基づく実施頻度	年1回
所管課		農林水産部森林政策課（農業経営課出体指導検査班と兼務）
検査等の状況	実施体制	1 体制及び人数 本庁3～5名（森林政策課、農業経営課、検査室）、農林振興センター1名 2 実施内容 1組合につき、職員4～6名が3日間で実施 3 実施職員に対する研修 農水省検査職員初任者研修（5日間）
	計画	1 実施要綱等の制定 農林水産業協同組合等検査規程（公表） 2 実施計画の作成 毎年度、課長決裁で作成 3 計画に対する実施状況 計画数：2組合 実施数：2組合 4 実施時期 2年に1回
	基準及び手法	1 指摘基準等の設定 設定していない。 2 手法 組合へ検査通告を行い、検査資料の事前提出を求め、組合事務局等に赴き検査を実施。講評で指導事項等を伝達したうえで、後日、検査書を送付 3 関係機関との連携 出納局検査室、農林振興センターと共同で検査を実施 4 内部検査制度の調査 監事監査の状況を検査（意見書等）

	5 検査方法の見直し 行っていない（農林水産省の検査実施要領例に準拠しているため）。
結 果	<p>1 報告・復命 ①検査最終日に、役員、監事、幹部職員へ口頭による講評を実施 ②後日、検査結果を報告・復命</p> <p>2 実施結果通知方法 文書を送付している。</p> <p>3 結果の公表 毎年4月、県のホームページに農業協同組合等検査年報として公表</p> <p>4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 書面で措置状況を確認している。</p> <p>5 指摘事項等の状況 指導件数 23件（延件数）</p> <p>6 検査状況の総括・分析等 特になし</p> <p>7 検査結果の同業事業者への情報提供 特になし</p>
不適正事案への対応	なし

個別意見	・担当者個人の判断で簿記資格を取得していたが、所属として簿記研修の受講を推奨するなど、研修機会の確保に努められたい。
------	------------------------------------------------------------

整理番号：25

検査・監査名	水産業協同組合の常例検査	
検査の概要	根拠法令等	水産業協同組合法第123条第4項
	目的及び内容	合法性、合目的性及び合理性の観点から組合の業務及び会計の状況を的確に把握することにより、組合の正常な事業運営を促進する。
	対象	水産業協同組合のうち知事認可の出資組合（漁業生産組合を除く。）
	対象数	32組合
	実施数	9組合
要	法令・要綱に基づく実施頻度	年1回
	所管課	農林水産部水産漁港課（農業経営課団体指導検査班と兼務）
検査等の状況	実施体制	<p>1 体制及び人数 農業経営課団体指導検査班16名（うち水産業協同組合検査等従事者5名）</p> <p>2 実施内容 1組合につき職員3～5名で、5～12時間、1～2日で実施</p> <p>3 実施職員に対する研修 国及び県主催の初任者研修に参加</p>
	計画	<p>1 実施要綱等の制定 富山県農林水産業協同組合等検査規程（公表）及び富山県金融機関等共同検査実施要綱を制定</p> <p>2 実施計画の作成 農業経営課団体指導検査班で農協・森林組合・水産業協同組合（漁協等）をまとめて実施計画を作成している。</p> <p>3 計画に対する実施状況 計画数：9組合 実施数：9組合</p> <p>4 実施時期 2～4年に1回</p>
	基準及び手法	<p>1 指摘基準等の設定 設定していない。</p> <p>2 手法 あらかじめ通知のうえ、関係書類の確認及び役職員からの聞き取り等による検査を実施。検査終了時に講評を行ったうえで、後日、検査書を送付</p> <p>3 関係機関との連携 出納局検査室と年1組合（大規模団体）を合同で検査している。</p>

		<p>4 内部検査制度の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 諸規程の整備状況及び諸規程に基づいた事業実施状況の確認 ・ 監査の実施状況の確認 <p>5 検査方法の見直し</p> <p>行っていない。</p>
結 果		<p>1 報告・復命</p> <p>検査結果を取りまとめた「検査書」を作成し部長まで報告している。 内容は、組合の概況、経営の状況、法令適合状況</p> <p>2 実施結果通知方法</p> <p>文書通知</p> <p>3 結果の公表</p> <p>「平成26年度農業協同組合等検査年報」として県のホームページに掲載</p> <p>4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法</p> <p>実地、書面及び口頭で確認</p> <p>5 指摘事項等の状況</p> <p>平成26年度 9件</p> <p>6 検査状況の総括・分析等</p> <p>行っていない。</p> <p>7 検査結果の同業事業者への情報提供</p> <p>組合に共通する課題等について、関係機関(県漁業協同組合連合会)が開催する 会議等での周知</p>
不適正事案への対応		なし

個別意見	特になし
------	------

整理番号：26

検査・監査名		建設業法による立入検査
検査の概要	根拠法令等	建設業法第31条
	目的及び内容	建設工事における元請・下請間の取引の適正化、建設業法の法令遵守の推進等のため、国（北陸地方整備局）と富山県が合同で、富山県知事許可業者の営業所に立ち入り、業務の実施状況を検査する。
	対象	富山県知事許可建設業者
	対象数	5, 188事業者
	実施数	12事業者
	法令・要綱に基づく実施頻度	法令等に頻度の定めはない。
所管課		土木部建設技術企画課
検査等の状況	実施体制	<p>1 体制及び人数 土木部建設技術企画課建設業係 5名</p> <p>2 実施内容 1事業者につき、国土交通省職員1名及び県職員2名（本庁1名、土木センター1名）が2時間程度で実施</p> <p>3 実施職員に対する研修 初任者は、国土交通省主催の建設業法に係る研修を受講。また、年度当初に行われる国土交通省の立入検査と同行し、検査の実施状況を実地で学んでいる。</p>
	計画	<p>1 実施要綱等の制定 国から通知される立入検査実施要領（非公表）に基づいて実施している。</p> <p>2 実施計画の作成 起案添付文書で定めている。</p> <p>3 計画に対する実施状況 計画数：12事業者 実施数：12事業者</p> <p>4 実施時期 9月及び11月に実施</p>
	基準及び手法	<p>1 指摘基準等の設定 国の基準による。</p> <p>2 手法 検査対象者が元請けとなった公共工事で下請金額が大きいものについて、関係書類等を確認し、法令等に違反しているものがあれば、改善を指導する。</p> <p>3 関係機関との連携 立入検査は、国（北陸地方整備局）及び土木センターと合同で実施しており、検査の都度、指導事項について確認している。また、指導事項を文書で通知する</p>

	<p>場合は、土木センターに写しを送付している。</p> <p>4 内部検査制度の調査 行っていない。</p> <p>5 検査方法の見直し 行っていない。(国が必要に応じて変更を加えている。)</p>
結 果	<p>1 報告・復命 復命書に検査3人分の立入検査報告書を添付し、課長まで回覧している。</p> <p>2 実施結果通知方法 指導事項については、講習時に伝達している。軽微な事項については、立入検査時の口頭指導のみとし、重大な事項については、後日課長名の指導文書を送付している。</p> <p>3 結果の公表 行っていない。(大臣許可事業者に係る分は、国が公表)</p> <p>4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 行っていない。</p> <p>5 指摘事項等の状況 11件について、改善指導を行った。</p> <p>6 検査状況の総括・分析等 行っていない。</p> <p>7 検査結果の同業事業者への情報提供 行っていない。(国土交通省が講習会で周知している。)</p>
不適正事案への対応	なし

個別意見	<p>・業界の指導的立場にある事業者の協力を得るなどして、法令遵守レベルの向上を図れないか検討されたい。</p>
------	----------------------------------------------------------

整理番号：27

検査・監査名		宅地建物取引業者への立入検査
検査の概要	根拠法令等	宅地建物取引業法第72条第1項
	目的及び内容	宅地建物取引業の法令順守の増進
	対象	県内で宅地建物取引業を営む者
	対象数	富山県知事免許業者 851業者
	実施数	9業者
	法令・要綱に基づく実施頻度	法令等にて実施頻度の定めはない。
	所管課	土木部建築住宅課
検査等の状況	実施体制	1 体制及び人数 建築住宅課管理係 2名 2 実施内容 職員2名が30分程度で実施 3 実施職員に対する研修 行っていない。
	計画	1 実施要綱等の制定 国から通知される立入調査実施要綱に基づいて実施している。 2 実施計画の作成 調査対象及び調査期間を定めている。 3 計画に対する実施状況 計画数：22業者 実施数：9業者 4 実施時期 定期検査：12月、1月に集中的に実施、随時検査：状況に応じて実施
	基準及び手法	1 指摘基準等の設定 国の要綱をもとに作成した調査票（立入検査調書）により、チェックしている。 また、県で定めた「監督処分基準」（国に準拠）があり、それをもとに違反の重大性を判断している。 2 手法 新規免許業者や苦情紛争相談の対象となることが多い業者の中から選定し、専任の宅地建物取引士の設置状況や、重要事項説明書等の交付状況、広告内容等について調査確認を行い、法令等に違反しているものがあれば、改善を指導する。 3 関係機関との連携 行っていない。

	<p>4 内部検査制度の調査 行っていない。</p> <p>5 検査方法の見直し 法改正があった場合など、必要に応じて調査票のチェック内容を見直している。</p>
結 果	<p>1 報告・復命 検査実施直後、復命書に調査表を添付し、注意事項等を所属長に文書にて報告している。</p> <p>2 実施結果通知方法 立入検査時に口頭指導しているが、内容により文書勧告等も実施する。</p> <p>3 結果の公表 行っていない。</p> <p>4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 口頭や是正状況がわかる書面・画像等の資料等を送付させ確認している。</p> <p>5 指摘事項等の状況 5件について、改善指導を行った。</p> <p>6 検査状況の総括・分析等 調査終了後、違反や措置の状況等を国に報告している。</p> <p>7 検査結果の同業事業者への情報提供 発生頻度の高い違反については、業界団体へ口頭で伝えるほか、宅地建物取引士の「法定講習」の題材にするなど注意喚起を行っている。</p>
不適正事案への対応	苦情等情報提供があった場合には、法令が遵守されているか調査を行い、必要に応じて立入検査を行っている。

個別意見	<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画に掲げられたすべての事業者の検査が実施できるよう、検査等の実施期間を延長するなど対応を検討されたい。
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------

整理番号：28

検査・監査名		建築士事務所の立入検査
検査の概要	根拠法令等	建築士法第10条の2第2項及び第26条の2第1項
	目的及び内容	建築士事務所の業務の適正な運営を確保し、違反建築物の防止及び建築物の質の向上並びに建築主の利益の確保を図るため、業務に関係のある場所に立ち入り、業務の実施状況を検査する。
	対象	県内建築士事務所（一級、二級、木造）
	対象数	1,291箇所（一級建築士事務所717箇所、二級建築士事務所 554箇所、木造建築士事務所20箇所）（平成27年3月31日現在）
	実施数	13箇所
	法令・要綱に基づく実施頻度	法令等実施頻度の定めはない。
所管課		土木部建築住宅課
検査等の状況	実施体制	1 体制及び人数 建築住宅課2名、土木センター2名 計4名 2 実施内容 1事務所につき、職員2名が1時間程度で実施 3 実施職員に対する研修 立入担当者は、研修は実施していないが、立入指導調書や手引きにより自学している。
	計画	1 実施要綱等の制定 国から通知された建築士事務所立入指導実施の手引きに基づいている。 2 実施計画の作成 毎年度、立入検査について実施期間、箇所等を定めている。 3 計画に対する実施状況 計画数：13箇所 実施数：13箇所 4 実施時期 定期検査は、6月～8月に実施。その他、必要に応じ随時検査を実施
	基準及び手法	1 指簡基準等の設定 国に準拠し、定めている。 2 手法 建築申請書類に不備が多く見受けられる業者や苦情等のある業者の中から抽出し、県が作成した建築士事務所立入指導調査票を使用し、実地検査を行っている。 3 関係機関との連携 必要に応じ、富山市、高岡市と合同で検査を実施している。

		<p>また、立入検査箇所の抽出にあたり、(一社)富山県建築士事務所協会から、業者の情報提供を受けている。</p> <p>4 内部検査制度の調査 行っていない。</p> <p>5 検査方法の見直し 行っていない。(国が必要にこじ、手引きを変更している)</p>
結 果		<p>1 報告・復命 定期検査については期間終了後、随時検査についてはその都度、復命書に立入調査票を添付し所属長に報告している。</p> <p>2 実施結果通知方法 違反があった事務所の開設者に対し、違反した内容(項目)を文書で通知している。</p> <p>3 結果の公表 建築士事務所の開設者や管理建築士に向けた研修会の資料に立入件数等を掲載している。</p> <p>4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 文書を通知してから、1月半～2か月を目安に、是正状況を書面にて報告させ、その書面にて確認している。</p> <p>5 指摘事項等の状況 8件について、改善指導を行っている。</p> <p>6 検査状況の総括・分析等 検査結果を集計している。(国へ報告)</p> <p>7 検査結果の同業事業者への情報提供 (一社)富山県建築士事務所協会主催の研修会において、問題や相談事例を周知</p>
不適正事案への対応		建築士法違反等の疑いがある場合の立入検査を行い、事実確認を行った。

個別意見	特になし
------	------

整理番号：29

検査・監査名		古物営業法による立入り
検査の概要	根拠法令等	古物営業法第22条第1項
	目的及び内容	盗品の売買の防止、速やかな発見を図るため、古物営業に係る業務について必要な規制及び義務等の履行を確認する。
	対象	古物商及び古物市場主
	対象数	古物商5, 652件 古物市場主 17件
	実施数	849件
	法令・要綱に基づく実施頻度	法令等に頻度の規定はない。
	所管課	警察本部生活安全企画課
検査等の状況	実施体制	<p>1 体制及び人数 生活安全企画課課員31名及び各警察署職員190名</p> <p>2 実施内容 1施設当たり、主に各警察署職員1～2名が0.5時間程度で実施している。</p> <p>3 実施職員に対する研修 内部研修として、各警察署生活安全課長が身分証明書交付時教養・立入実施上の留意事項等について研修を実施している。</p>
	計画	<p>1 実施要綱等の制定 国からの通知に基づき立入調査実施要領（非公表）を策定している。</p> <p>2 実施計画の作成 毎年、県警察本部の通知及び立入調査実施要領に基づき、各警察署において実施計画を定めている。</p> <p>3 計画に対する実施状況 計画数：1, 869件 実施数：849件</p> <p>4 実施時期 3年に1回。法令違反又は廃業情報があれば即時実施</p>
	基準及び手法	<p>1 指摘基準等の設定 定めていない。（立入調査票に基づき判断している）</p> <p>2 手法 事前通知したうえで、「立入調査票」を使用し実地検査を行っている。</p> <p>3 関係機関との連携 行っていない。</p>

	<p>4 内部検査制度の調査 行っていない。</p> <p>5 検査方法の見直し 行っていない。</p>
結 果	<p>1 報告・復命 「立入検査票」を作成し、警察署長まで回覧している。</p> <p>2 実施結果通知方法 立入当日に、現地にて口頭で行う。</p> <p>3 結果の公表 行っていない。</p> <p>4 指摘等に対する改善報告等の徴収及び改善状況の確認方法 改善内容によって対応が異なるが、再立入りや署への招致を行い改善の状況を確認している。</p> <p>5 指摘事項等の状況 10件の改善指導を行った。</p> <p>6 検査状況の総括・分析等 行っていない。</p> <p>7 検査結果の同業事業者への情報提供 行っていない。</p>
不適正事案への対応	なし

個別意見	<p>・要領に定める実施頻度を達成するために、各警察署の実施目標数の提示や年の途中に通知を行うなどの対応について検討されたい。</p>
------	---------------------------------------------------------------------